



水と緑といのちが輝く景観づくりをめざして

立山・大山地区景観づくり重点地域

景観づくり重点地域基本計画
特定行為の景観づくり基準
解説書

はじめに



わたしたちのふるさと富山は、
まとまりのある地形の中に、
立山連峰などの山並みの眺望、
砺波散居村や黒部川扇状地などの平野の眺望、
海越しに立山連峰や能登半島が望める富山湾の眺望など、
山、里、海の多彩で変化に富んだ景観を有しています。
これらの優れた景観を保全、創造し、
よりよい姿で次代に伝えていくために、
平成14年9月に富山県景観条例を制定しました。
そして、景観づくりを推進していくうえで、
多彩で個性ある景観に恵まれている富山県の中でも、特に、県民に親しまれ、
県の顔となる地域や新たに良好な景観を形成していく地域を『景観づくり重点地域』とし、
「立山・大山地区」を県内第1号として選定しました。
平成21年7月には、
『立山・大山地区景観づくり重点地域』において、
一定規模以上の建築物等の新增改築等や土地の区画形質の変更などの特定行為を行う際に、
景観づくりに関して配慮すべき事項を定めた特定行為の景観づくり基準を策定しました。
基準の考え方を分かりやすく示すために作成したものです。
景観づくりに関する基本的な事項のほか、
特定行為の種類ごとに配慮すべき事項を
できる限り具体的に記述しています。
地域住民各位をはじめ事業者や設計者の皆さんには、
この解説書を様々な場面で活用いただき、
特定行為の景観づくり基準についての理解を一層深め、
そして、地域の優れた景観を守り、
育てていただきますようお願いいたします。

平成21年7月

(表紙写真)

上段右:	屋敷林を有する散居と田園景観
上段左:	常西用水と桜並木
中段右:	布橋
中段左:	常願寺川の眺望景観
下段右:	立山大橋
下段左:	田園景観と立山連峰の眺望景観

目次

第Ⅰ章 景観づくりと特定行為の届出制度

■ 条例の体系と特定行為に関する届出制度	2
■ 景観づくりの基本方針	6

第Ⅱ章 立山・大山地区景観づくり重点地域基本計画

■ 指定地区と基本目標	10
■ 地区景観の概要と景観づくりの基本方針	11

第Ⅲ章 「特定行為の景観づくり基準」の解説

■ 解説書の使い方	22
■ 景観づくり基準と配慮事項	23
1 基本事項	23
2 個別事項	26
1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	26
2 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	50
3 土地の区画形質の変更(水面の埋立て及び干拓含む。)	69
4 屋外における物品の集積又は貯蔵	72
5 鉱物の掘採又は土石の類の採取	74
6 木竹の伐採	77

第 I 章 景観づくりと特定行為の届出制度

■ 条例の体系と特定行為に関する届出制度

■ 景観づくりの基本方針

条例の体系と特定行為に関する届出制度

富山県景観条例は、地域の特性を生かした優れた景観の保全及び創造を図り、水と緑といのちが輝く美しい県土の形成に資することを目的として、平成14年9月に制定されました。

この条例には、富山県の景観づくりを総合的に推進するための様々な施策が定められており、重点地域の指定等による景観づくりもこうした施策の重要な柱の一つです。

■富山県景観条例の骨格

第1章 総則	目的	地域の特性を生かした優れた景観の保全及び創造を図り、水と緑といのちが輝く美しい県土を形成		
	定義	景観づくり、建築物等、公共事業		
	基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 優れた景観を、県民の貴重な財産として次代に継承 自然を守り、地域の個性を生かした水と緑に彩られた景観を創造 県民の景観づくりの心を基本に、県民の主体的な取組を通じて実施 県、市町村、県民、事業者の相互の連携、協力の下に推進 		
		責務	県	総合的な施策の実施、先導的な役割
			市町村	地域に応じた景観づくり施策の推進
			県民	相互に協力して身近な景観づくりを推進
	事業者		事業活動を通じて、地域の景観づくりへ寄与	
	第2章 景観づくりの基本方針等	景観づくりの基本方針	景観づくりの総合的、計画的な推進方針の策定	
		景観づくりに関する施策の連携	景観に関する法令等に基づく施策との連携	
		市町村の施策等との連携	市町村の景観づくり施策との連携	
市町村等に対する支援等		市町村の施策や県民等の活動への支援		
第3章 景観づくりの推進に関する施策	県民等の活動による景観づくり	県民等の参加の促進	情報提供、普及啓発、教育等の支援	
		景観づくり住民協定	住民による協定の締結、届出、公表	
		特定事業者景観づくり協定	特定事業者への締結要請、公表	
	水と緑とふるさとの景観づくり	水辺の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 県の努力義務と管理者への協力要請 水辺の景観づくり指針の策定 	
		花と緑による景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 県、県民、事業者の緑化努力義務 花と緑による景観づくり指針の策定 	
		ふるさとの記念物の指定	<ul style="list-style-type: none"> 景観上重要な建造物等を指定 所有者等の保存義務と県等の支援 	
	公共事業及び大規模行為の景観づくり	公共事業の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業の景観づくり指針の策定 公共事業者の指針への適合義務 国等の県以外の者への適合措置要請 	
		大規模行為の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> 大規模行為の景観づくり基準の策定 大規模行為者の基準への適合努力義務 大規模行為の届出及び指導、助言等 	
		景観づくり重点地域の指定	<ul style="list-style-type: none"> 重点地域の景観づくり基本計画の策定 特定行為の景観づくり基準の策定 特定行為の届出及び指導、助言等 	
	重点地域の指定等による景観づくり	ふるさと眺望点の指定	<ul style="list-style-type: none"> 優れた眺望地点を指定 利活用促進のための措置 	
第4章 富山県景観審議会	景観条例、屋外広告物条例に関する重要事項の審議			
第5章 財政措置等	財政上の措置等、顕彰、市町村条例との調整、規則への委任			
第6章 罰則	大規模行為及び特定行為の無届又は虚偽の届出に対して過料			

多様で個性ある景観を有する富山県においても特に、「立山・大山地区」は、立山連峰の雄大な山岳景観や常願寺川の眺望景観、立山山岳信仰の歴史・文化的景観など多彩な景観に恵まれています。

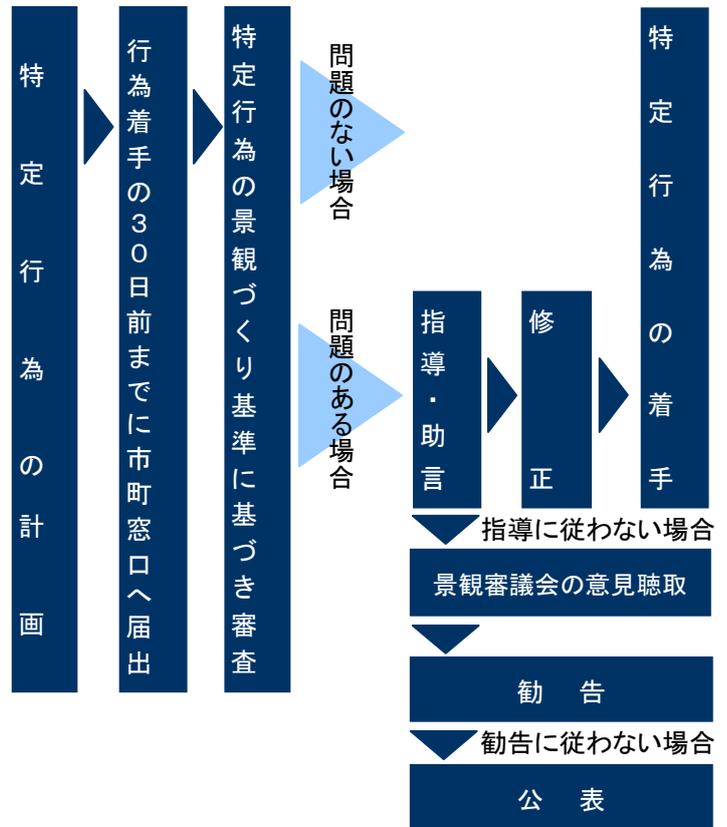
そこで、「立山・大山地区」を『景観づくり重点地域』に指定し、地域住民や市町村の協力のもと、よりきめ細やかな景観づくりを推進していくこととしています。

『景観づくり重点地域』の指定に際しては、「重点地域基本計画」と、重点地域内で行われる景観に影響を与える行為を特定行為とし、「特定行為の景観づくり基準」を定めるとともに、特定行為を行おうとする際にその行為の内容を届けていただき、この基準に基づき、必要に応じて指導、助言を行うこととしています。

また、指導に従わず、景観づくりに著しい支障があると認められる場合は、勧告、公表を行うことができますこととなっています。

なお、届出をしていただき、必要な協議を行うことが重要であることから、届出をしない場合や虚偽の届出をした場合には、過料を科すことができますこととなっています。

■届出の流れ



■届出に必要な図面等

行為の種類	図書
共通	○付近見取図 ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	○現況写真 行為地及びその周辺の状況
	○特定行為の景観づくり基準チェックシート
	○行為後の合成写真、透視図等行為後の状況を示すもの
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	○配置図 ア 方位及び縮尺 イ 敷地の境界 ウ 土地の高低 エ 届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 オ 敷地に接する道路の位置及び幅員 カ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量 キ 外構施設の位置及び材料 ク 広告塔又は広告板の位置
	○平面図 ア 縮尺及び寸法 イ 開口部の位置 ウ 間取り
	○立面図 ア 縮尺及び寸法 イ 開口部、設備機器、ひさし等の位置及び形状 ウ 仕上げ材料及び色彩 エ 広告塔又は広告板の位置、形状及び色彩
	○外部仕上げ表 仕上げ材料及び色彩
土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓含む。）	○現況平面図及び断面図 ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	○計画平面図及び断面図 ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 行為後の土地の高低

行為の種類	図書
土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓含む。）	○計画平面図及び断面図 エ 行為後の法面、擁壁その他構造物の位置、種類及び規模 オ 行為後の土地の利用計画及び緑化の方法 カ 行為中における周囲の道路等からの遮蔽の方法（鉱物の掘採又は土石の類の採取のみ）
鉱物の掘採又は土石の類の採取	○現況平面図及び断面図 ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
屋外における物品の集積又は貯蔵	○計画平面図及び断面図 ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 集積又は貯蔵の位置及び形状 エ 周囲の道路等からの遮蔽の方法
木竹の伐採	○計画図 ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 既存の木竹の位置、種類、高さ及び数量 カ 伐採する木竹の位置、種類、高さ及び数量 キ 行為後の土地の利用計画

備考 現況写真はカラー写真とする。

■届出が必要な特定行為の種類と規模

行為の種類		届け出が必要な行為の規模	
建築物等の新築又は移転	建築物	建築面積 10 m ² 超	
	工 作 物	①煙突、排気塔等 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車等 ③彫像、記念碑等 ④高架水槽、冷却塔等 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等 ⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ 5m超
		⑦広告塔、広告板等	高さ 5m超 又は 表示面積 5 m ² 超
		⑧垣(生垣を除く。)、さく、塀、擁壁等(鳥獣による農作物に係る被害を防止することを目的とするものを除く。)	高さ 1.5m超
		⑨観覧車、飛行塔、コースター等の遊戯施設 ⑩コンクリートプラント、アスファルトプラント等の製造施設 ⑪自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑫石油、ガス、飼料、穀物等を貯蔵する施設 ⑬ごみ処理施設、し尿処理施設等の処理施設	高さ 5m超 又は 築造面積 10 m ² 超
建築物	増改築に係る部分の建築面積合計 10 m ² 超		
建築物等の増築又は改築	工 作 物	①煙突、排気塔等 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車等 ③彫像、記念碑等 ④高架水槽、冷却塔等 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等 ⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	増改築後の高さ 5m超
		⑦広告塔、広告板等	増改築後の高さ 5m超 又は 増改築後の表示面積 5 m ² 超
		⑧垣(生垣を除く。)、さく、塀、擁壁等(鳥獣による農作物に係る被害を防止することを目的とするものを除く)	増改築後の高さ 1.5m超
		⑨観覧車、飛行塔、コースター等の遊戯施設 ⑩コンクリートプラント、アスファルトプラント等の製造施設 ⑪自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑫石油、ガス、飼料、穀物等を貯蔵する施設 ⑬ごみ処理施設、し尿処理施設等の処理施設	増改築後の高さ 5m超 又は 増改築に係る部分の築造面積合計 10 m ² 超
	建築物等の外観の変更(外観の変更部分の面積の合計が 10 m ² 以下の場合を除く)	特定行為に該当する建築物等	
土地の区画形質の変更	行為に係る土地の面積 300 m ² 超 かつ 行為に伴い生ずる法面・擁壁の高さ 1.5m超		
屋外における物品の集積又は貯蔵	行為の用に供される土地の面積 100 m ² 超 又は 集積・貯蔵の高さ 1.5m超		
鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為による地形の変更に係る土地の面積 300 m ² 超 又は 行為に伴い生ずる法面・擁壁の高さ 1.5m超		
木竹の伐採(除伐、間伐、整枝、その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採、仮植した木竹の伐採及び測量、実地調査又は施設保守の支障となる木竹の伐採を除く。)	高さ 10m超 又は 伐採面積 300 m ² 超		

■届出の適用除外行為

- ①非常災害に対する必要な応急措置として行う行為
- ②通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- ・ 仮設の建築物等で、存続期間が1年以内のもの（工事に必要な仮設の建築物等で工事期間が1年を超える場合は、その期間）
 - ・ 外部から見通すことのできない場所での物品の集積・貯蔵
 - ・ 90日以内の物品の集積・貯蔵
- ③法令又は条例に基づく許可、認可、届け出等を要する行為で、以下のもの
- ・ 自然公園法の規定による公園事業の認可、特別地域及び特別保護地区での許可、普通地域での届出に係る行為
 - ・ 森林法の規定による林地開発許可に係る行為
 - ・ 都市計画法の規定による地区計画区域内の届出に係る行為
 - ・ 景観法の規定による景観計画区域内の届出、景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更等の許可、景観地区内の認定に係る行為
 - ・ 文化財保護法の規定による重要文化財、史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可、重要文化財の修理、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観の現状変更等並びに史跡名勝天然記念物の復旧の届出、伝統的建造物群保存地区内の許可に係る行為
 - ・ 富山県立自然公園条例の規定による公園事業の認可、特別地域での許可、普通地域での届出に係る行為
 - ・ 富山県自然環境保全条例の規定による特別地区での許可、特別地区以外の保全区域での届出に係る行為
 - ・ 富山県風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定による風致地区内の許可に係る行為
 - ・ 富山県文化財保護条例の規定による県指定有形民俗文化財以外の現状変更等の許可、県指定有形民俗文化財の現状変更等の届出に係る行為
- ④条例第39条第1項の既存施設等への要請に応じて行う行為
- ⑤その他規則で定める行為
- ・ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ・ 地盤面下又は水面下において行う行為
 - ・ 農林漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓を除く。）
 - ・ 漁港漁場整備法による養殖用作業施設、荷さばき所及び野積場内の物品の集積・貯蔵
 - ・ 港湾法による荷さばき地、野積場、貯木場内の物品の集積・貯蔵
 - ・ 都市計画法による工業地域又は工業専用地域の区域内における物品の集積・貯蔵

※高さ・面積の算定方法について

①高さ

- ・ 地上の露出する部分の地盤面（建築基準法に規定する平均地盤面（2以上ある場合は、最も低い平均地盤面とする。）から最高部までの高さ（見付の高さ）とする。
- ・ 建築物にあつては、屋上部分の塔屋（階段室、エレベーター機械室等）及び建築基準法第2条第3号に規定する「避雷針」を除く建築設備（電気、ガス、給水等の設備、煙突、昇降機）を含むものとする。
- ・ 建築物と一体となって設置される工作物の高さは、建築物との接続部分からの高さではなく、建築物の地盤面からの高さとする。
なお、その高さには、建築物と同様に「避雷針」は含まない。

②面積

- ・ 「建築面積」 建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定により算出する。特定行為に該当するか否かは敷地単位ではなく、棟別で判断する。
- ・ 「表示面積」 広告塔、広告板等の工作物の広告を表示する部分の面積のことであり、面積の算定については、富山県屋外広告物条例の例による。
- ・ 「築造面積」 建築基準法施行令第2条第1項第5号の規定により算出する。特定行為に該当するか否かは敷地単位ではなく、工作物ごとで判断する。

景観づくりの目標

1. 美しく豊かな自然を基本とした景観づくり
2. 歴史、文化等の地域の個性を生かした景観づくり
3. 水と緑で彩られた、魅力あふれる景観づくり



景観づくりの目標

1. 役割分担と連携・協力

・景観は県民や事業者、行政など多くの主体の様々な活動によって形づくられます。共有財産としての景観を美しく保つ責任をそれぞれが認識し、適切な役割を担いつつ相互に連携・協力して、景観づくりに取り組めます。

2. 総合的で計画的な取組

・景観は多くの要素から構成され、景観づくりの手法も多岐にわたります。効果的な景観づくりのため、ソフト、ハード両面の施策を展開し、都市計画等の関連取組との連携を強化します。

3. 担い手の育成

・景観づくりは県民一人ひとりの行動が基本であり、息の長い取り組みを必要とします。県民や事業者の意識を高めるとともに、景観づくりを担う人々づくり、団体づくりを進めます。

景観づくりの施策の基本

◆ 県民等の活動による景観づくり

- ・ 県民等の参加の促進
- ・ 景観づくり住民協定
- ・ 特定事業者景観づくり協定

◆ 水と緑とふるさとの景観づくり

- ・ 水辺の景観づくり
- ・ 花と緑による景観づくり
- ・ ふるさとの記念物の指定

◆ 公共事業の景観づくり

- ・ 地域特性への配慮
- ・ 先導的役割の遂行
- ・ 住民の参加機会の確保

◆ 大規模行為の景観づくり

- ・ 地域特性への配慮
- ・ 多様な発想の尊重
- ・ 景観づくり施策との整合

◆ 重点地域の指定等による景観づくり

- ・ 重点地域指定による景観づくり
- ・ ふるさと眺望点の指定
- ・ 既存施設等への要請



景観づくりの体制の整備

1. 県の体制の整備

景観審議会とともに、関係部署が連絡調整を行う推進会議を設置します。

2. 市町村との連携・調整

県と市町村で構成する推進会議を設置し、相互の施策の連携・調整を図ります。

3. 行政職員の資質の向上

届出の審査、指導や施策の立案、実施など、景観づくりに携わる職員の資質の向上に努めます。

その他

1. 市町村への支援

優れた事例・技術に関する情報提供、景観アドバイザーの派遣、市町村の景観づくり事業への支援等を実施します。

2. 関連法令の効果的な運用

都市計画法など関連法令等の運用に際し、景観条例と緊密な連携を図るとともに、良好な広告景観の創出など関連施策を積極的に進めます。

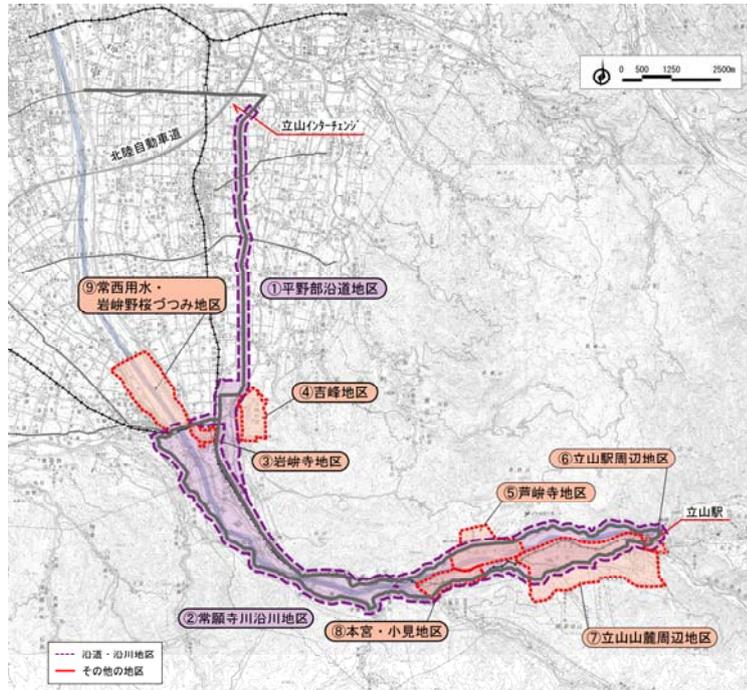
第Ⅱ章 立山・大山地区景観づくり重点地域基本計画

■指定地区と基本目標

■地区景観の概要と景観づくりの基本方針

景観づくり重点地域指定区域

①平野部沿道地区は立山インターチェンジから立山橋間の沿道両側 100mの区域を、②常願寺川沿川地区は立山橋から千寿ヶ原間の常願寺川及びその両岸沿道外側 100mからなる区域を、沿道区間にある③岩嶺寺地区、④吉峰地区、⑤芦嶺寺地区、⑥立山駅周辺地区、⑦立山山麓周辺地区、⑧本宮・小見地区、⑨常西用水・岩嶺野桜つつみ地区の7地区については地形・地物を参考に区域を指定



重点地域における景観づくりの基本目標

立山・大山地区景観づくり重点地域(以下「重点地域」という。)の美しい景観の保全と創造を図るため、次の基本目標を定める。

(1) 立山連峰や常願寺川の眺望に配慮し、生かす景観づくり

地域のシンボルである立山連峰、常願寺川及び河岸段丘への眺望の確保に努めるとともに、多くの来訪者の重要な視点場となる主要幹線道路沿道、観光・商業施設集積地等の周辺においては、特に眺望に配慮し、生かす景観づくりに努めるものとする。

(2) 豊かな緑とうるおいある水辺を守り育てる景観づくり

常願寺川両岸の樹林、散居集落の屋敷林、山間部の棚田、常願寺川の水辺等における重点地域の景観を特徴づける豊かな樹林、緑地及びうるおいある水辺の景観の保全・育成に努めるものとする。

(3) 立山信仰の歴史と文化が息づく景観を守り、生かす景観づくり

立山信仰の拠点として、雄山神社を代表する社寺、宿坊等の歴史・文化的な景観資源を有し、地域の伝統行事や祭り等も伝承されていることから、これらの背景となる景観の保全を図り、風土や歴史・文化を生かした景観づくりに努めるものとする。

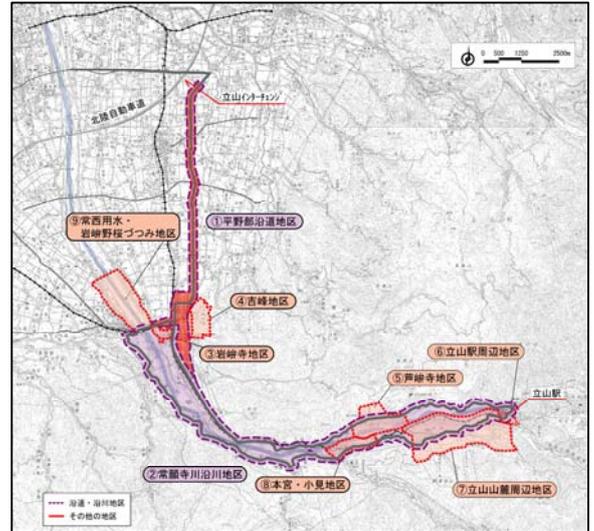
(4) 山岳観光地立山を訪れる人に心地よい、もてなしの景観づくり

山岳観光地立山へのアプローチとして、また、立山山麓の豊かな自然を楽しむリゾートとして、国内外から多くの人々が訪れることから、自然景観や田園景観に調和した沿道の景観づくりを進めるなど、来訪者に心地よい印象を与えるもてなしの景観づくりに努めるものとする。

①平野部沿道地区

本地区は、立山インターチェンジから立山橋に至る山岳観光地立山への主要なアクセス道路を有し、常願寺川の扇状地である沿道周辺の平野部には、散居集落の屋敷林や田園が、雄大な立山連峰や河岸段丘の連続した緑の崖線を背景に、緑豊かな広がりのある景観を形成している。

本地区においては、立山連峰、河岸段丘の眺望景観の保全とともに、修景、緑化などによる自然景観や田園景観に調和する沿道景観の形成、散居集落の屋敷林や田園景観の保全により、「山岳観光地立山へのアプローチにふさわしい景観づくり」を図るものとする。



ア 立山連峰、河岸段丘の眺望景観の保全

立山連峰や河岸段丘の崖線の重要な視点場である沿道からの眺望景観の確保に配慮した景観づくりに努める。

イ 自然景観や田園景観に調和する沿道景観の形成

沿道周辺の自然景観や田園景観に調和した施設づくり、沿道の緑化等により、山岳観光地立山への来訪者に心地よい印象を与える沿道景観の形成に努めるとともに、沿道景観を阻害する耕作放棄地や広告物等の修景等に努める。

ウ 屋敷林を伴う散居集落や豊かな田園景観の保全

沿道周辺の屋敷林の保全等に努め、散居集落に特徴づけられる緑豊かな田園景観の保全を図る。



立山連峰の眺望景観



屋敷林



沿道の田園景観

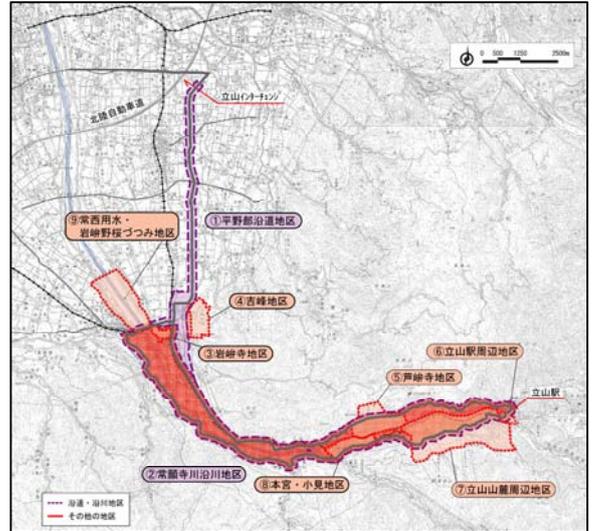


散居村と田園景観

②常願寺川沿川地区

本地区は、平野部と山間部が結節する常願寺川扇状地の扇頂部から山岳観光地立山への拠点である立山駅までの重要な観光アクセス道路を有し、常願寺川の沿川では立山連峰や起伏に富んだ山並みを背景に常願寺川の雄大な河川景観が特徴的で、山腹の樹林が沿道に迫り、緑豊かな景観を形成している。

本地区においては、立山連峰や常願寺川の眺望景観の保全に努めるとともに、風土色豊かな沿道景観の形成、緑豊かな自然景観や棚田景観の保全に努めることにより、「雄大な立山連峰や常願寺川の眺望を生かした景観づくり」を図るものとする。



ア 立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全

多くの来訪者の重要な視点場となる沿道においては、立山連峰や常願寺川の眺望景観を損なうことのないよう配慮し、眺望景観の保全を図る。

イ 自然景観等に調和する沿道景観の形成

沿道周辺の自然景観や棚田の景観に配慮した施設、町並みづくり、沿道の緑化等を推進するとともに、沿道景観を阻害する耕作放棄地や広告物等の修景等に努め、風土色豊かな沿道景観の形成を図る。

ウ 常願寺川の自然景観、棚田の景観の保全

常願寺川兩岸の山腹における樹林に配慮した伐採、育成等により、沿川地区の景観の背景となる緑豊かな自然景観や棚田の景観の保全を図る。



常願寺川の眺望景観



常願寺川の眺望景観



常願寺川の眺望景観(瓶岩橋周辺)

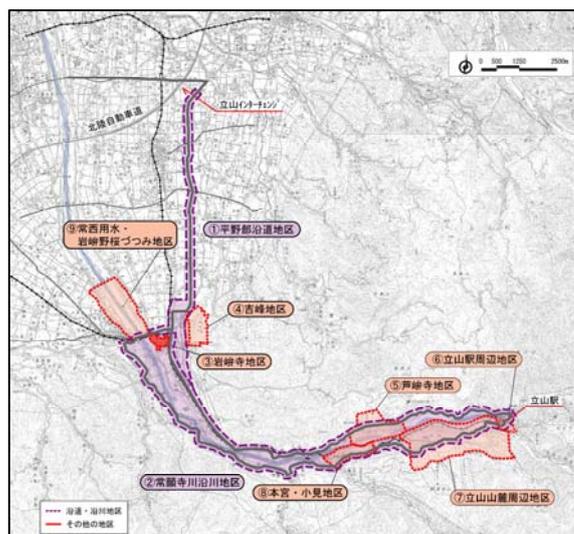


棚田の眺望景観

③岩嶽寺地区

本地区は、立山信仰の拠点である雄山神社をはじめとする社寺や境内に広がる樹木林、石仏、黒瓦・漆喰等の風情ある歴史・文化的景観や常東合口用水の緑豊かな河川景観が特徴となっている。

本地区においては、立山信仰の風情を生かした町並みの景観形成とともに、歴史・文化的景観や常東合口用水の豊かな水と緑の景観の保全に努めることにより、「立山信仰の風情が感じられる景観づくり」を図るものとする。



ア 立山信仰の風情を生かした町並み等の景観形成

歴史ある雄山神社の参道となる町並みにおいては、建築物等の形態意匠、色彩などに工夫し、立山信仰の風情を生かした町並みの景観形成に努める。

イ 豊かな水と緑の景観の保全

良好な樹林と一体となった常東合口用水による河川景観の保全と、その景観を生かした景観づくりを図る。

ウ 社寺林に囲まれた雄山神社を中心とした緑豊かな歴史・文化的景観の保全

社寺等の良好な樹林の保全に努めるとともに、雄山神社等による歴史・文化的景観が損なわれないよう周辺の建築物等の形態意匠等を工夫するなど、この地区の歴史・文化的景観の保全を図る。



雄山神社境内林



常東用水(多賀宮上流部)



雄山神社前立社壇本殿

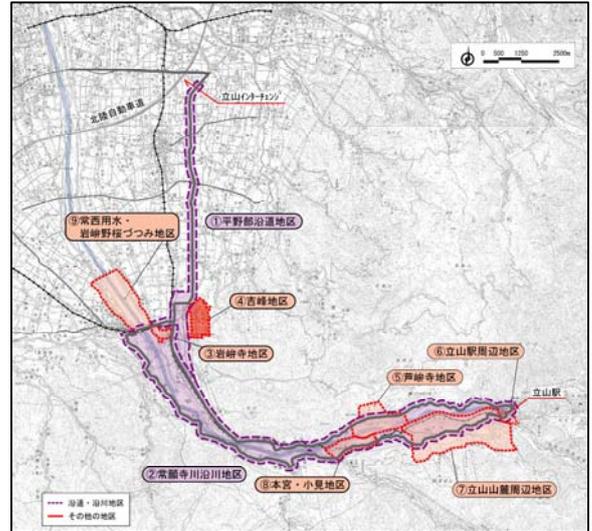


集落内の石仏

④吉峰地区

本地区は、富山平野の散居集落の景観を一望できる河岸段丘に位置し、グリーンパーク吉峰やパークゴルフ場、スギの展示林等の緑豊かな景観と、立山連峰の眺望景観、木を生かした統一感のある住宅地の景観が特徴となっている。

本地区においては、豊かな森がつくる自然景観に調和した住宅地の景観形成とともに、雄大な立山連峰や散居集落を形成している富山平野の眺望景観の保全に努めることにより、「緑にあふれ、木のぬくもりが感じられる景観づくり」を図るものとする。



ア 緑豊かな統一感のある住宅地、レクリエーション基地の景観形成

周辺の自然に調和した住宅、施設づくり、敷地の緑化等により、緑豊かな住宅地、レクリエーション基地の景観形成を図る。

イ 豊かな森がつくる自然景観の保全

樹林に配慮した伐採、育成等により、地区の景観の背景や平野部からの眺望の対象となる緑豊かな自然景観の保全を図る。

ウ 立山連峰、富山平野の眺望景観の保全

雄大な立山連峰や散居集落を形成している富山平野の眺望を損なうことのないよう配慮し、眺望景観の保全を図る。



グリーンパーク吉峰



杉の展示林



河岸段丘からの眺望



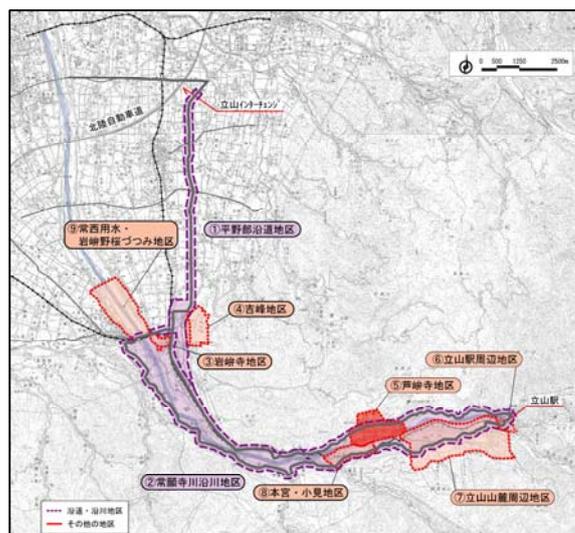
立山連峰の眺望景観

⑤ 芦峠寺地区

本地区は、常願寺川と急峻な斜面に挟まれた段丘上に位置し、雄山神社をはじめとする社寺・宿坊・石仏群等の立山信仰の風情が感じられる歴史・文化的景観と立山連峰の眺望景観が特徴となっている。

また、地区の伝統行事である布橋灌頂会や祭り等が伝承され、立山博物館において立山信仰の歴史が伝えられているほか、黒瓦、漆喰壁の歴史的な佇まいを残す住宅もみられる。

本地区においては、立山信仰の歴史を生かしたゆとりある町並みの景観形成とともに、歴史・文化的景観、立山連峰や常願寺川の眺望景観の保全に努めることにより、「立山信仰の歴史が感じられる景観づくり」を図るものとする。



ア 立山信仰の風情を生かした町並み等の景観形成

建築物等の形態意匠、色彩などに工夫し、雄山神社をはじめとする社寺・宿坊・石仏群等に見られる立山信仰の歴史を生かした町並みの景観形成を図る。

イ 社寺林に囲まれた雄山神社を中心とした緑豊かな歴史・文化的景観の保全

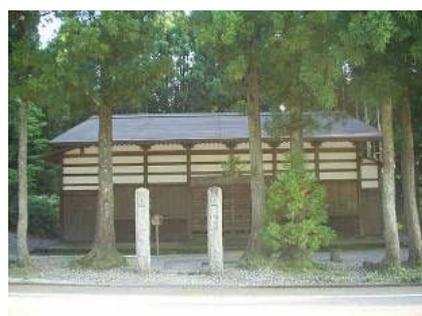
社寺林等の良好な樹林の保全に努めるとともに、雄山神社等による歴史・文化的景観が損なわれないよう周辺の建築物等の形態意匠等を工夫するなど、この地区の歴史的景観の保全を図る。

ウ 立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全

沿道や遥望館などからの雄大な立山連峰や常願寺川の眺望を損なうことのないよう配慮し、眺望景観の保全を図る。



雄山神社



善道坊



布橋

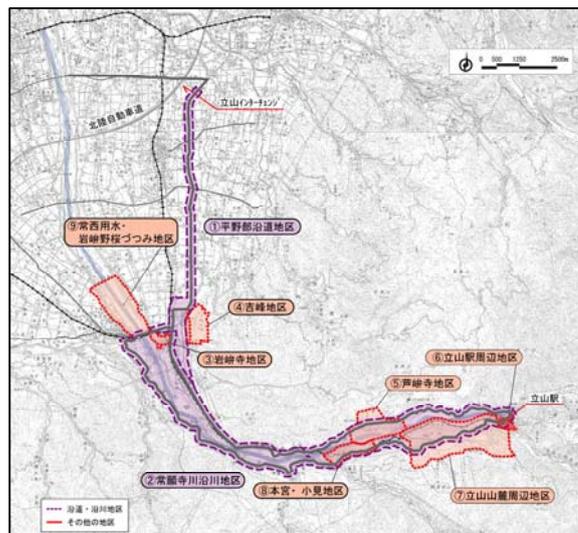


立山連峰の眺望景観

⑥立山駅周辺地区

本地区は、山林や河川に囲まれた台地に位置し、山岳観光地立山の玄関口である立山駅が立地しており、駅前広場周辺には、山岳景観に配慮した建物がみられ、周辺の山並みと真川、称名川の美しい渓流の眺望景観が地区の特徴となっている。

本地区においては、山林と河川などの自然景観や、山岳景観に調和した景観形成とともに、駅周辺の背景となる山並みや河川の眺望景観の保全に努めることにより、「山岳観光地立山への玄関口にふさわしい景観づくり」を図るものとする。



ア 山岳景観に調和した魅力ある景観の形成

建物の意匠、色彩等の統一や敷地内の緑化等に努め、山林と河川に囲まれた山岳景観に調和した魅力ある景観の形成を図る。

イ 山並みや河川の眺望景観の保全

立山駅周辺の背景となる山並みや河川の眺望を損なうことのないよう配慮し、眺望景観の保全を図る。



立山駅前広場



立山カルデラ砂防博物館



真川の眺望景観

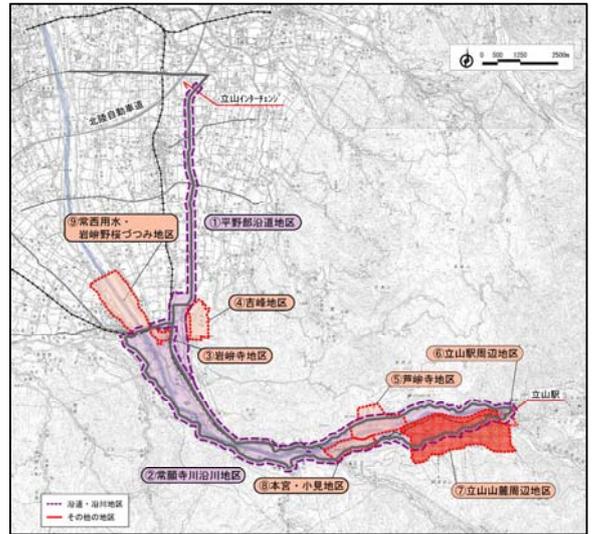


称名川の眺望景観(藤橋周辺)

⑦立山山麓周辺地区

本地区は、立山山麓スキー場を有する日本海側最大級の規模をもつリゾートエリアとして、周辺を山林に囲まれた山岳景観とリゾート地の雰囲気を感じられる建物、沿道からの雄大な立山連峰やスキー場群等の眺望景観が特徴となっている。

本地区においては、山岳景観や、周辺の豊かな自然に調和した景観形成とともに、立山連峰やスキー場群等の眺望景観の保全に努めることにより、「四季を通じたリゾートにふさわしい景観づくり」を図るものとする。



ア 豊かな自然に調和した魅力あるリゾート景観の形成

山岳景観に調和した質の高い意匠、色彩等の使用、敷地内の緑化等に努め、周辺の豊かな自然に調和したリゾートにふさわしい景観形成を図る。

イ 立山連峰やスキー場群等の眺望景観の保全

雄大な立山連峰やスキー場群等の眺望を損なうことのないよう配慮し、眺望景観の保全を図るとともに、対岸からの眺望に配慮する。



らいちょうバレースキー場



立山山麓家族旅行村



立山山麓スキー場の眺望景観

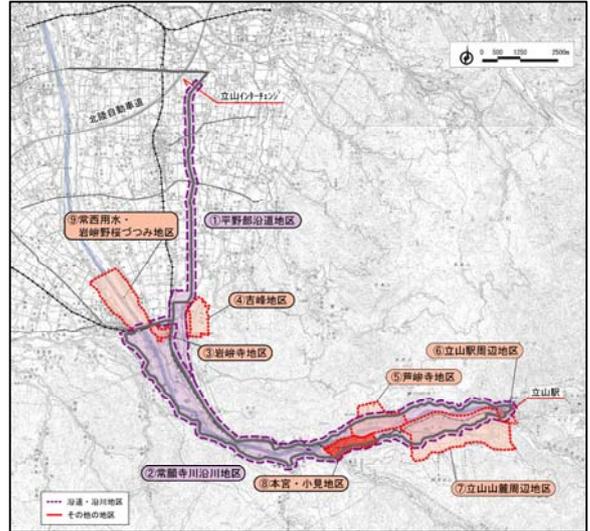


立山連峰の眺望景観

⑧本宮・小見地区

本地区は、周囲を常願寺川、和田川、山林に囲まれた段丘平坦部に位置し、国の登録有形文化財の本宮砂防堰堤や常願寺川水辺の楽校等のうらおいある水辺の景観と、立山連峰・常願寺川・和田川の眺望景観が特徴となっており、立蔵神社や念法寺等の社寺や、黒瓦、漆喰壁の住宅など、古くからの佇まいが感じられる建物が残っている。

本地区においては、農山村の自然景観や、歴史と風土に培われた山麓集落にふさわしい景観形成とともに、立山連峰、常願寺川の眺望の保全や水辺空間を生かした景観形成に努めることにより、「山麓の暮らしが感じられる景観づくり」を図るものとする。



ア 歴史と風土に培われた山麓集落の景観形成

農山村の自然景観に調和する意匠、素材等に配慮し、古くからの佇まいや山麓の暮らしが感じられる景観形成を図る。

イ 水辺空間を生かした景観の形成

水辺空間を阻害しないよう工作物等の色彩、位置、形態等に配慮し、雄大な河川景観や山並みに調和した地域交流の拠点にふさわしい景観形成を図る。

ウ 立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全

本宮砂防堰堤や常願寺川とその背景にある立山連峰の雄大な眺望を損なうことのないよう配慮し、眺望景観の保全を図る。



本宮砂防ダムの眺望景観



常願寺川水辺の楽校



常願寺川の眺望景観

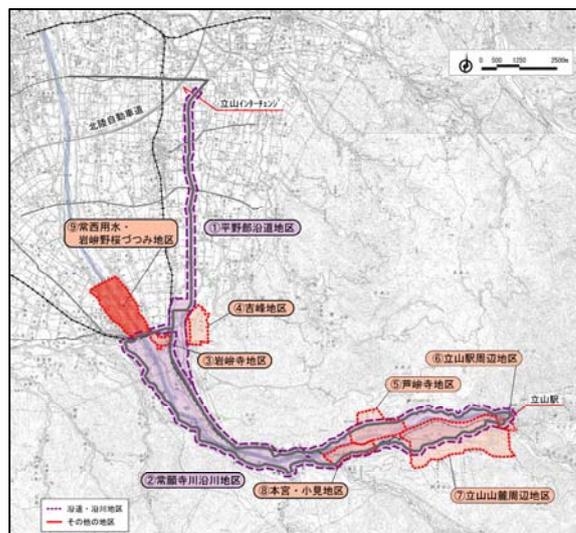


和田川の眺望景観(霞橋周辺)

⑨常西用水・岩嶺野桜つつみ地区

本地区は、平野部と山間部が結節する常願寺川扇状地の扇頂部から下流に位置し、雄大な常願寺川の河川景観や常西合口用水、常西プロムナード、桜つつみ等の緑豊かな水辺の景観とともに、佐々堤や殿様林等の歴史的な景観資源を有し、立山連峰や散居集落の眺望景観などが特徴となっている。

本地区においては、周辺の農地や河川景観に調和した住宅地の景観形成に努めるとともに、立山連峰、常願寺川の眺望の保全や佐々堤や殿様林等の歴史的な景観資源を生かすことにより、「河川の歴史が感じられる景観づくり」を図るものとする。



ア 河川の歴史を生かした緑豊かな水辺の景観形成

樹木の育成等により、佐々堤や殿様林等の歴史的な景観資源を生かした緑豊かな水辺の景観の形成を図る。

イ 周辺の農地や水辺景観に調和した住宅地の景観形成

建物の意匠・色彩等への配慮や植林、草花の植栽に努めることにより、常願寺川のうるおいある河川景観や周辺の農地に調和した緑豊かなゆとりのある住宅地の景観形成を図る。

ウ 立山連峰、常願寺川の眺望景観の保全

雄大な立山連峰、常願寺川のうるおいある河川景観、美しい田園景観の眺望を損なうことのないよう配慮し、眺望景観の保全を図る。



佐々堤と殿様林



常願寺川の眺望景観



立山連峰の眺望景観



散居集落の眺望景観

第Ⅲ章 「特定行為の景観づくり基準」の解説

- 解説書の使い方
- 景観づくり基準と配慮事項
- 補足資料

- 基準は、大きく「基本事項」と「個別事項」に分かれており、「基本事項」はすべての特定行為に際し、共通して配慮すべき事項です。「個別事項」は、「建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更」「工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更」「土地の区画形質の変更」「屋外における物品の集積又は貯蔵」「鉱物の掘採又は土石の類の採取」といった行為の種類ごとに定められており、該当する行為を行う際に配慮すべき事項です。
- 解説は項目ごとに、「景観づくり基準」「考え方」「配慮事項」によって構成されます。「景観づくり基準」は基準本文を記載しています。「考え方」は、基準設定の背景や理由を整理しています。「配慮事項」では、基準の趣旨を分かりやすくするため、より具体的な配慮例について、写真やイラストを使いながら記載しています。「配慮事項」はあくまで一例であり、特定行為を行う方は、これらを参考にそれぞれの事情にあった景観づくりへの配慮をお願いします。

景観づくり基準

第三章 「特定行為の景観づくり基準」の解説

2 個別事項

1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、立山連峰、その周辺の山並み、田園及び常願寺川等の眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。

● 考え方

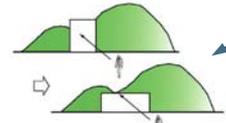
建築物の建築のための土地の造成や樹林の伐採等により従来の自然の地形が変わるほか、建築物が立地することにより、山稜や樹林帯、水辺の連続する眺めが分断されたり、山並みの眺望が妨げられるなど、景観が大きく損なわれることがあります。敷地の選定にあたっては、主要な眺望点からの優れた景観を損なうことのないよう留意する必要があります。

● 配慮事項

- ・できる限り造成を必要としない敷地を選定する。
- ・建築物は、主要な眺望点からの視対象への眺望線を妨げないように配置する。
- ・形状の工夫により、稜線を遠くするようにしたり、遮る範囲を少なくする。
- ・建築物をできる限り水辺から離す。水辺に接する場合には、周囲の水辺の自然等に調和するよう形態や仕上げなどに配慮する。
- ・主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう、山の稜線近傍への立地を避け、見えない位置や稜線から離れた位置へ移動させる。
- ・建築物の位置の変更が難しい場合は、建物の分割による小型化、勾配屋根の採用等により目立たなくする。

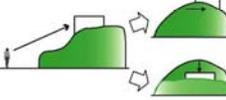


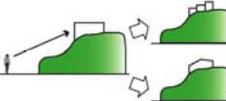
視対象 建築物 眺望点





水辺 なるべく水辺から離す 建物







背後の山並みの眺望を阻害しないよう工夫が見られる。



水路(開渠)を配した、開放的でゆとりのある住宅街となっている。



周辺の森と調和した形態としている。



背後の山並みへの眺望を阻害しない位置、形態となっている。(射水市)

26

考え方

配慮事項

1 基本事項

(地域の景観特性の把握)

1 特定行為の計画地及びその周辺地域の眺望、自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、特定行為の景観づくりに適切に反映させる。

● 考え方

地域の景観の特性を調査、把握することは、守るべき景観資源を明確にし、景観づくりのための課題の抽出や目標の設定、必要な取組の具体化を容易にします。その結果、景観を大きく損なう行為を回避することができ、更には、より質の高い景観づくりに貢献することができます。

● 配慮事項

- 自然や歴史、文化等に関する計画地周辺の景観要素を遠景、中景、近景といった異なる視点で捉えることにより、計画地における景観の構成（景観特性）を調査し、把握する。
- これらの調査をもとに、保全すべき要素、除去すべき要素、新たに創り出すべき要素を明確にする。
- 保全すべき要素（地形や自然、歴史的な町並みなど）との調和、除去すべき要素に対する対応（除去、遮へいなど）、新たに創り出す要素の創出方法の方針を設定し、これに基づいて景観づくりを実践する。

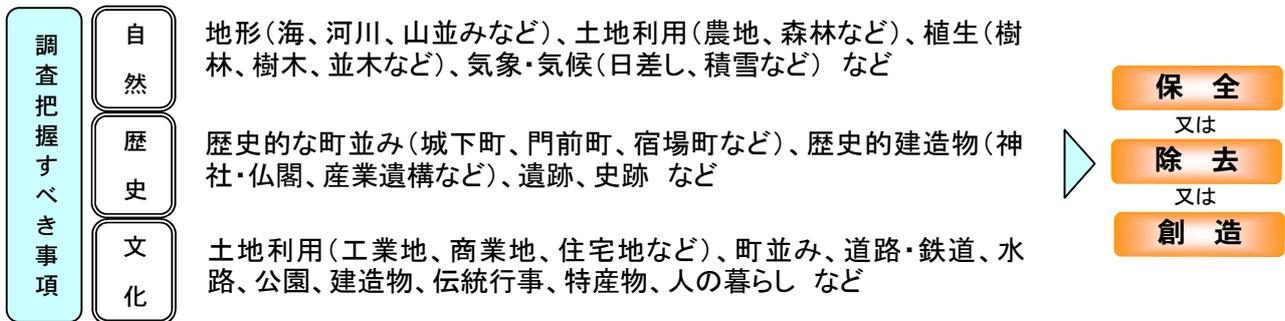


立山連峰の眺望景観



立山信仰の拠点である雄山神社

■ 地域の特性把握とそれを活かした景観づくり



■ 見る距離に応じた調査の視点



(調和の配慮と多様な発想や工夫への配慮)

2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。

● 考え方

景観づくりを進めるうえで、個々の施設が、四季や時間の移り変わりの中で変化する自然や周辺の町並みと調和するよう配慮してつくることが基本となります。一方、調和を重視するあまり、色彩や形態の統一など画一的な手法によりすぎると、単調で活気が感じられない景観になってしまうことがあります。

美については、人それぞれに様々な感じ方があり、一つの建築物、同じ地域であっても、その色彩やデザインの手法については様々な対応の仕方があります。

美しく、魅力あふれる景観を創造していくためには、水と緑を有効に活用するほか、一定の基準の中で、景観づくりに関する多様な感性や発想を許容、尊重し、様々な創意工夫を積極的に取り入れていくことが重要です。

● 配慮事項

- 景観づくりは、うるおいと落ち着きがあり、秩序が感じられ、全体として調和した景観とすることが基本である。
- 景観を混乱させるけばけしい色彩や周囲と著しく異なる意匠のものを創らないように努め、必要に応じて取り除く努力をする。
- 調和を図るための色彩や形態、意匠などの統一感に配慮しながら、併せて、適度に変化のある景観の形成のための工夫も心がける。
- 季節や時間の移ろいに伴う木々の色や日差しなどの変化のほか、積雪などの影響も考慮する。
- 景観にうるおいややすらぎを与える流れや池等の水や、樹木等の緑を効果的に活用する。
- 地域に蓄積された景観資源を活かし、継承するとともに、「風格」や「賑わい」の演出など、地域の将来を見据えた新しい工夫も取り入れる。



紡績工場の従来の形態を残しつつ、うるおいのある施設としている。(富山市)



町並みにあわせた意匠としながら、朱色の壁をポイントとして変化を与えている。(南砺市)



水と緑を効果的に用いて、うるおいのある工場となっている。(射水市)



意匠や色彩等が統一され、周辺の景観と調和している。

(関連施策等との整合)

3 景観法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県、富山市及び立山町の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

● 考え方

様々な法律や条例により景観づくりを目的とした規制や誘導が対象地域や地区を指定して実施され、また、各種の計画等に基づく施策が進められています。

特定行為にあわせて景観づくりを進めるためには、計画の初期の段階から、行為地がどのような景観に係る規制等の対象となっているか、景観づくりのためにどのような施策が行われているのかを確認し、その規制や誘導、施策等の内容を把握しておくことが必要です。

また、地域の住民等による景観づくりの活動が行われている地域では、これらの活動の目的に沿った行為の内容とするとともに、地域のより良い景観づくりのために積極的に協力していくことが大切です。

● 配慮事項

- 行為地での景観に関する規制等を十分調査し、行為の内容が規制等に適合するかどうか検討する。
- 行為地及びその周辺において計画あるいは実施されている景観づくりのための施策との調整を図る。
- 地域の住民等による景観づくり活動の内容を把握し、その目的に合うよう配慮するほか、地域住民の意見を積極的に取り入れる工夫を行う。

■ 特定行為に関連する主な法令及び条例

法令等	対象区域	関係する特定行為 (○印)					
		建築物の新築等	工作物の新築等	土地の区画形質の変更	物品の集積貯蔵	鉱物の掘採等	木竹の伐採
景観法							
富山県景観条例	重点地域	○	○	○	○	○	○
富山市景観まちづくり条例	推進区域、協定区域	○	○	○	○	○	○
立山町みどり維新の景観まちづくり条例	景観形成区域 風土景観保全区域	○	○	○	○	○	○
都市計画法	都市計画区域 地区計画区域	○	○	○ (県下全域)			
富山県風致地区における建築等の規制に関する条例	風致地区	○	○	○	○	○	○
都市緑地法	特別緑地保全地区 緑地協定地域	○	○	○	○	○	○
建築基準法	県下全域	○	○				
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	県下全域	○					
富山県民福祉条例	県下全域	○					
大規模小売店舗立地法	県下全域	○	○				
工場立地法	県下全域	○	○				○
屋外広告物法							
富山県屋外広告物条例 富山市屋外広告物条例	禁止・許可地域等		○				
大気汚染防止法							
富山県公害防止条例 富山市公害防止条例	県下全域 富山市全域		○		○	○	
環境影響評価法							
富山県環境影響評価条例	県下全域	○	○	○		○	○
廃棄物の処理と清掃に関する法律	県下全域	○	○	○	○		
砂利採取法	県下全域					○	
富山県土採取規制条例	土採取規制区域					○	
採石法	県下全域					○	
自然公園法	国立・国定公園	○	○	○	○	○	○
富山県立自然公園条例	県立公園	○	○	○	○	○	○
自然環境保全法							
富山県自然環境保全条例	自然環境保全地域	○	○	○		○	○
森林法	地域森林計画の対象 民有林			○		○	○
農地法	県下全域の農地	○	○	○	○	○	○
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	○	○	○	○	

2 個別事項

1 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、立山連峰、その周辺の山並み、田園及び常願寺川等の眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。

● 考え方

建築物の建築のための土地の造成や樹林の伐採等により従来の自然の地形が変わるほか、建築物が立地することにより、山稜や樹林帯、水辺の連続する眺めが分断されたり、山並みの眺望が妨げられるなど、景観が大きく損なわれることがあります。

敷地の選定にあたっては、主要な眺望点からの優れた景観を損なうことのないよう留意することが必要です。

● 配慮事項

• できる限り造成を必要としない敷地を選定する。

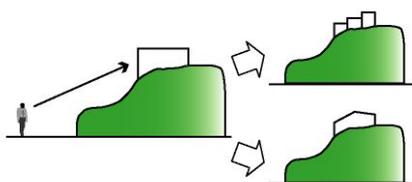
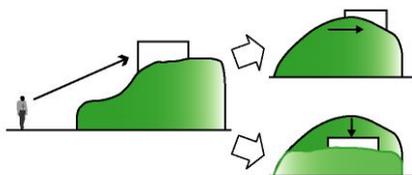
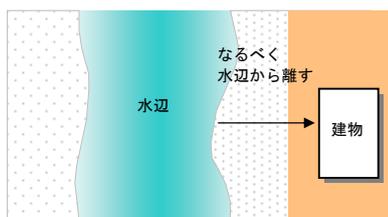
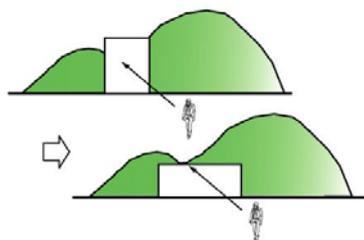
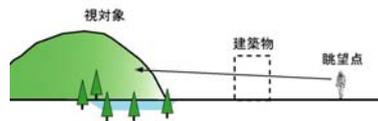
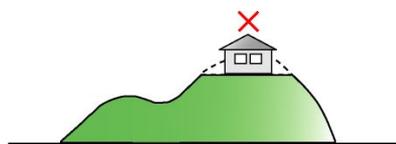
• 建築物は、主要な眺望点からの視対象への眺望線を妨げないように配置する。

• 形状の工夫により、稜線を遮らないようにしたり、遮る範囲を少なくする。

• 建築物をできる限り水辺から離す。水辺に接する場合には、周囲の水辺の自然等に調和するよう形態や仕上げなどに配慮する。

• 主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう、山の稜線近傍への立地を避け、見えない位置や稜線から離れた位置へ移動させる。

• 建築物の位置の変更が難しい場合は、建物の分割による小型化、勾配屋根の採用等により目立たなくする。



背後の山並みの眺望を阻害しないよう工夫が見られる。(立山町)



水路(開渠)を配した、開放的でゆとりのある住宅街となっている。



稜線を遮らない位置、形態となっている。



背後の山並みへの眺望を阻害しない位置、形態となっている。(射水市)

(1) 位置

イ 建築物の形態、町並みの状況に応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線等に配慮する。

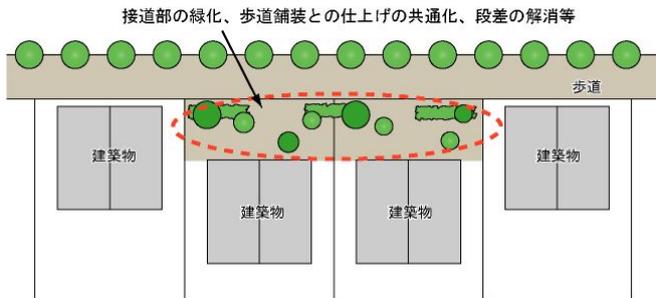
● 考え方

道路等の公共空間や隣地から建築物を後退させることにより、建築物が周囲に与える圧迫感を軽減でき、その後退部分に植栽を行うほか、道路の街路樹や公園緑地等との一体的な整備を工夫するなどにより、ゆとりとuringおいがある景観をつくりだすことができます。

また、商店街や歴史的な町並みのほか、壁面線の位置が定められている地区など、町並みの連続性や規則性を尊重しなければならない地域では、壁面の位置を合わせるよう配慮することも重要です。

● 配慮事項

- 後退部分は、接道部分の緑化や歩道部分との仕上げの共通化、段差の解消などにより、一体化を図る。

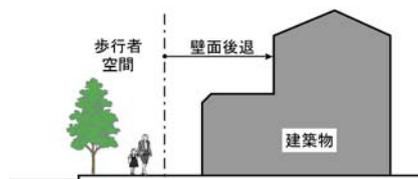


中層部を壁面後退させ、周囲への圧迫感を緩和している。

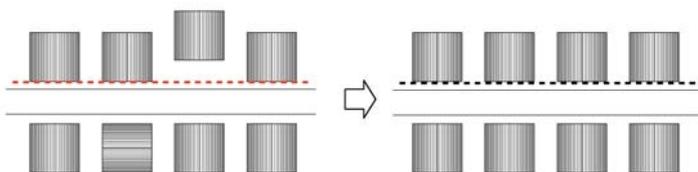


軒先を揃えることで、町並みの連続性が確保されている。(高岡市)

- 十分な後退距離が確保できない場合は、中高層部を後退させることにより、歩行者などへの圧迫感、威圧感を軽減するよう配慮する。



- 道路、公園、広場等から見た町並みの調和に留意し、歴史的な町並みや建築協定地区など、壁面線の位置が決まっていたり、屋根の向きなどが一定方向にそろっているところでは、これらに十分配慮する。



(1) 位置

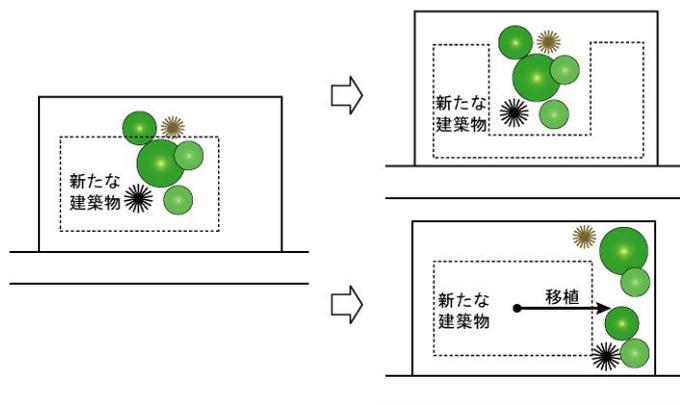
ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺地域の景観を損なうことのないよう工夫する。

● 考え方

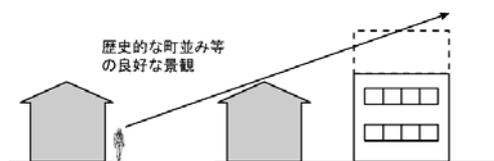
地域の歴史や伝統文化を後世に伝え、これらを背景としている景観を守るため、敷地内の伝統的建築物や記念碑、優れた樹形の樹木などを保存するほか、歴史的建築物等を含む町並みの景観を損なうことのないよう敷地内の配置等を工夫する必要があります。

● 配慮事項

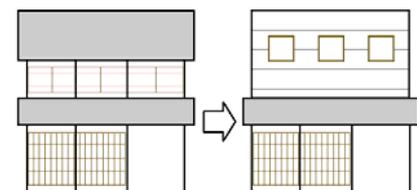
- 地域のランドマークとして親しまれてきた大きな樹木等は、これらを残すよう建築物の配置を工夫し、現位置での保存が難しい場合は、移転、移植により保全する。



- 良好な景観資源の近くに立地する場合は、それらの景観資源を含む景観を損なわないよう建築物の敷地内の配置を工夫するほか、建築物の高さや規模にも配慮する。



- 敷地内の歴史的建造物等を残すことが困難な場合は、歴史的建造物等の外壁等の一部を保存した増築、改築等による保存方法も検討する。



大正時代に建てられた水力発電所を改装し、美術館として利用している。(入善町)



既存の樹木を残しながら、建物のシンボルとしてうまく利用している。(朝日町)



水田と屋敷林が作る特徴的な景観となっている。

(2) 形態及び意匠

ア 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。

● 考え方

建造物が周囲の景観に調和するためには、建築物自体が違和感を感じさせないものである必要があります。また、建築物の外部に設置する広告物や設備機器、配管等に対する景観上の配慮が不足すると、美観を損ね、町並みの調和を乱すこととなります。

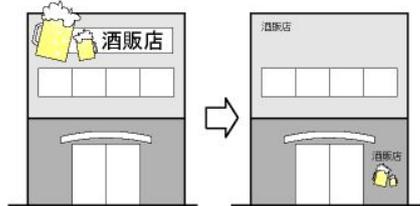
建築物の外壁や屋上に設ける広告物の見せ方や屋上などの設備機器の隠し方も、建築物全体のデザインとあわせて検討し、全体としてすっきり見せることが重要です。

● 配慮事項

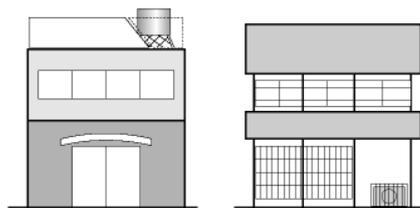
- 屋根や外壁等の建築物の各部分は、建物全体のバランスの取れた形態とする。



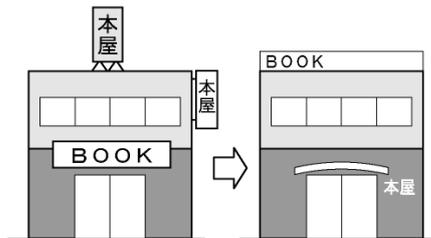
- すっきりとしたまとまりある建築物とするため、外壁などに不必要なデザインや装飾をつけない。



- 高置水槽、空調屋外機器、キュービクル等の付帯施設は目隠しを設けたり、外部から見えない位置に配置する。



- 建築物本体から大きく突出した形態の広告物、壁面に対して大きすぎる広告物等は避ける。



ベランダをすっきりとデザインし、まとまりのある壁面デザインとしている。(富山市)



金属製の外階段を木の格子で覆い、木造建築との調和を図っている。(南砺市)



屋外機を木の格子で覆い、木造建築との調和を図っている。(南砺市)



広告の大きさも適正規模で、かつ外壁の色彩と同系色で調和を図っている。(富山市)

(2) 形態及び意匠

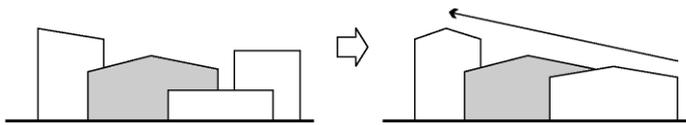
イ 敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。

● 考え方

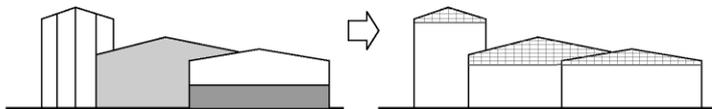
個々の建築物について、細部から全体に至るまで調和がとれたデザインとするだけでなく、同じ敷地内に建築する建築物は、屋根や庇、窓に共通のデザインを使用するなど、建築物相互のデザイン上の調整をすることによって形態や意匠をそろえ、群としての調和を図ることが、質の高い景観の形成につながります。

● 配慮事項

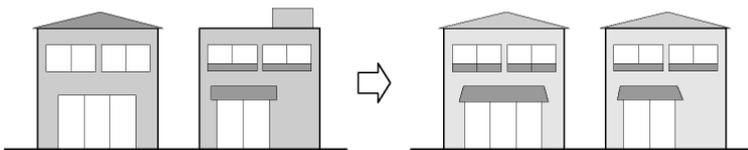
- 1つの敷地に複数の建物を建てる場合は、単体だけでなく敷地内の建築物全体の景観的調和に配慮する。



- 計画地の特性を活かした共通のデザインモチーフにより、複数の建築物の調和を図る。



- 共通した意匠の窓や庇等を用いることにより、複数の建築物の調和を図る。



隣接する建物が壁面のデザインモチーフをそろえることで調和を図っている。



団地内で共通のデザインを用いることで、落ち着いた住宅地となっている。(富山市)



共通のデザイン、色彩を用いることで、全体として調和のとれた住宅地となっている。(富山市)

(2) 形態及び意匠

ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。

● 考え方

歴史的な町並みを有する地域、自然が豊かな地域など、それぞれの地域に調和した形態や意匠とすることが重要です。

単調な壁面は、周囲に違和感や圧迫感を与えることから、分割等により規模を小さくしたり、壁面のデザインにより壁面が単調にならないよう工夫したりすることも必要です。

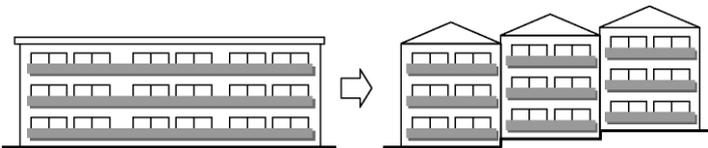
● 配慮事項

● 市街地では、町並みと調和するよう窓、ベランダ、バルコニーの形状等を隣接する建築物とそろえる。

● 自然が豊かな地域では、周囲の自然と違和感の生じないよう細かな凹凸のあるデザインとするなど工夫する。



● 壁面は意匠的に分割する等により、大きさを和らげる。



石畳の通りに伝統的意匠の町屋が連なり、風格ある町並みとなっている。(富山市)



宿坊風の意匠により寺社を中心とした地域の風情が感じられる。

(2) 形態及び意匠

エ 屋根形状は、周辺の町並みや自然等の景観と調和させるよう工夫する。

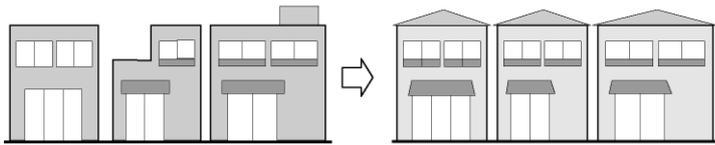
● 考え方

屋根形状はスカイラインを決定づける重要な要素であることから、周囲の町並みの連続性や山並みとの調和に欠ける建物が存在すると、雑然とした印象を与えたり、周囲から浮き上がって見えたりするおそれがあります。

屋根の形状を周辺の建物とあわせたり、背後の山の稜線を分断しないよう工夫することも必要です。

● 配慮事項

- 町並みを構成している建築物と軒高や屋根の形をそろえるなどスカイラインの連続性にも配慮する。



- 自然が豊かな地域では、屋根形状が山稜線を分断し、眺望に著しい支障を与えないよう、背景となる山並みと調和する屋根形状とするなど工夫する。

- 勾配屋根としたり、塔屋を建築物の意匠と一体的に考えるなど、すっきりした屋上とするように努める。



周辺の景観と調和するよう屋根の形状を工夫している。(立山町)



周囲の切妻屋根の町並みに調和するよう形態に配慮された共同住宅。(富山市)

(2) 形態及び意匠

オ 岩嶺寺地区、芦嶺寺地区及び本宮・小見地区においては、伝統的な形態及び意匠に配慮し、地区の町並みに調和させるよう工夫する。

● 考え方

岩嶺寺地区、芦嶺寺地区及び本宮・小見地区においては、立山信仰の風情が感じられる歴史・文化的資源のほか、黒瓦、漆喰壁の住宅など古くからの佇まいが感じられる建物が残っています。

屋根や壁面、開口部の形態及び意匠の工夫により、歴史的な風情を有する地区の町並みと調和させることが重要です。

● 配慮事項

- 周辺の町並みとの調和、建築物の部位と部位との調和を図る。
- 平入り、真壁、漆喰塗りなどにみられる地域特有の伝統的形態及び意匠を適切に活用する。
- 地域を特徴づける社寺建築や宿坊の面影を残す建物の適切な維持・保全に努める。
- 歴史的建造物の改築又は修繕にあたっては、建築物等の材料又は外壁等の意匠をできるだけ保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努める。



平入り、真壁、漆喰塗の意匠を用いた、落ちついた佇まいの住宅。



伝統的な意匠の建物を中心に、前庭が緑化されており、落ち着いた佇まいとなっている。

(2) 形態及び意匠

カ 立山駅周辺地区及び立山山麓周辺地区においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、観光地にふさわしい質の高い意匠となるよう工夫する。

● 考え方

立山駅周辺地区及び立山山麓周辺地区においては、美しい渓流や山岳景観のもと、ペンションやスキー場などの施設が多く立地しています。

リゾート地にふさわしい、優れた景観を損なうことのないよう、建物全体としてまとまりのある形態及び意匠とし、周辺の景観との調和に配慮する必要があります。

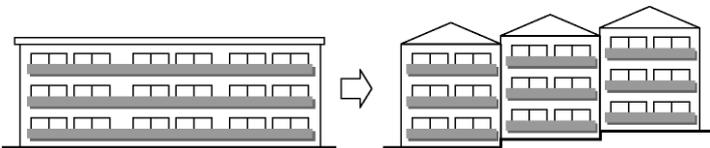
● 配慮事項

- 周囲の自然に調和するよう自然素材の使用に努める。
- 山岳観光地の雰囲気醸し出す切妻の大屋根や妻壁など、山小屋風の形態及び意匠を適切に活用する。
- ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。

- 周囲の自然と違和感の生じないよう細かな凹凸のあるデザインとするなど工夫する。



- 壁面は意匠的に分割する等により、大きさを和らげる。



- 屋根形状が山稜線を分断し、眺望に著しい支障を与えないよう、適度なこう配を有するものとするほか、塔屋を建築物の意匠と一体的に考えるなど、すっきりした屋上とするよう努める。



切妻の大屋根や妻壁など、山小屋風の意匠が生かされたロッジ



緩やかな勾配屋根により、背後の稜線に配慮している。



周囲の自然と調和するよう彩度を抑えた色彩と、木の質感を活かした質の高い意匠となっている。(富山市)

(3) 色彩

ア 外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。

● 考え方

建築物の屋根や外壁は、景観の中で大きな比重を占めており、けばけばしい色彩、周囲の町並みや自然環境と大きく異なる色彩を使用すると、周囲から浮き上がって見え、景観を損なうおそれがあります。

建物によく用いられる暖色系の中・低彩度色を尊重し、人が不快に感じるような奇異な色彩や配色を避けるとともに、周囲の町並み等との色彩の連続性や共通性をもたせ、景観的にまとまりのある雰囲気が醸成されることが大切です。

● 配慮事項

- 周辺の町並みや自然等との調和、建築物の部位と部位との調和を図る。



- 紅葉や落葉等により、季節によって大きく色相が変わる緑豊かな地域では、自然の緑よりも彩度を抑え、自然環境になじむ色彩を使用する。
- 色彩の耐久性や耐候性を理解し、当初の美しさを保つことができるよう、大きな面積には風雨や紫外線に強い長持ちする色彩を用いる。
- 陸屋根についても、高台にある主要な眺望点から眺望できる場合は、眺望景観から浮き上がって見えない色彩を使用する。



ベージュを基調にした建物が町並みの連続性を創出している。(南砺市)



伝統的な意匠を活かした外観で統一し、落ち着きある住宅地となっている。(富山市)



地域の歴史性に配慮した色彩で、周囲との調和を図っている。(高岡市)



周囲の自然と調和した色彩を用いている。(南砺市)

(3) 色彩

イ 建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。

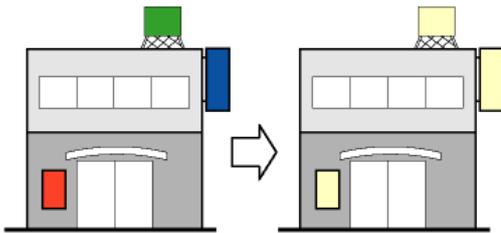
● 考え方

建築物の外部に設けられる屋外設備機器、工作物の色彩は、鮮やかな色彩や建築物本体と大きく異なる色彩を使用すると、その部分が浮き上がって見え、一般的には、景観上の調和をとることが難しくなることから、建築物本体と共通する落ち着いた色彩とすることが大切です。

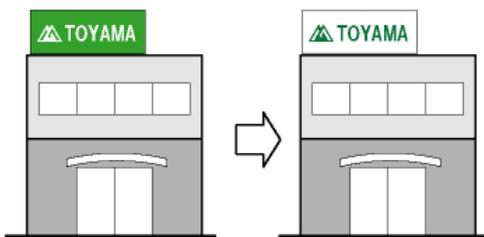
建築物に設置される看板や広告塔も建築物本体の基調色と同系の色彩を基調とし、文字等の部分も彩度を抑えて、建築物本体との調和を図ることが重要です。

● 配慮事項

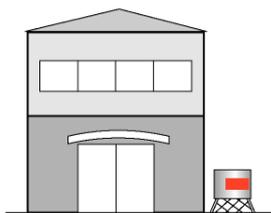
- 建築物に付帯する屋外設備機器、広告看板等は、建築物と色彩を調和させるため、なるべく同じ色彩とするか同系色とし、明度差、彩度差を少なくする。



- 広告物等にC I（コーポレート・アイデンティティ）カラーを用いる場合も、最も重要な色彩を残しながら地色を建築物に合わせるなど、企業イメージを保ちながらも周辺に対する配慮を行う。



- 付帯設備等に対比的な色彩を使う場合、部位や面積を限定して使用し、付帯設備が建物全体との調和を失わないようにする。



ホテルの統一的なデザイン戦略の中で屋外広告物をデザインしており、建物や敷地全体のバランスも良い(魚津市)。



広告の大きさも適正規模で、かつ外壁の色彩と同系色で調和を図っている。(富山市)

(3) 色 彩

ウ 外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

● 考え方

外壁や屋根等の一部に強調色（アクセントカラー）を使用することや、建築物の基調色を周囲の町並みの基調となっている色彩と対比的なものとするなど、建築物や町並みに変化を持たせ、賑わいの演出に大きな効果が期待できます。

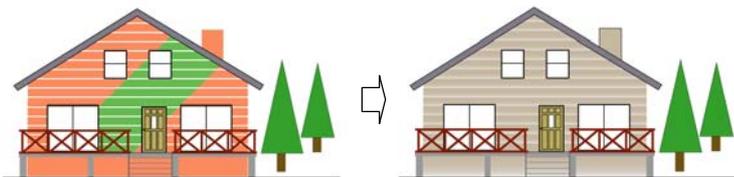
そのためには、景観を損なうことのないよう、また見る人に不快感を与えることのないよう、使用する部位や範囲、色彩の選定や配色、その効果について十分検討する必要があります。

● 配慮事項

- 市街地の建築物で、高彩度色による賑わいの演出を図る場合は、建築物低層部に限定し、中高層部は落ち着いた色彩として周囲に景観的な混乱を与えないようにする。



- 形態との関連性に乏しい色分けを避け、建物の形態や規模などの特徴を生かした配色とする。



- 建築物の大きな部分に強調色を使用することは、町並みの中でインパクトを与え、賑わいを創出する上で効果的な場合もあるが、事前に十分なシミュレーションを行う。
- 小さなカラーサンプルではそれほど派手に感じられなかった色彩が、大きな建築物として立ち上がったときには違和感のある派手な印象を与えることがあるため、できるだけ大きなサンプルで確認するなど、慎重に選定する。



赤色をアクセント的に用いて、緑豊かな山岳地帯のリゾート景観に変化をつけている。



町並みにあわせた意匠としながら、朱色の壁をポイントとして変化を与えている。(南砺市)

(3) 色彩

工 岩嶮寺地区、芦嶮寺地区及び本宮・小見地区においては、屋根は低彩度・低明度とし、外壁は低彩度・低明度又は無彩色を基調色とするなど、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう工夫する。

● 考え方

建築物の屋根や外壁は、景観の中で大きな比重を占めており、けばけばしい色彩、周囲の町並みや自然環境と大きく異なる色彩を使用すると、周囲から浮き上がって見え、景観を損なうおそれがあります。

岩嶮寺地区、芦嶮寺地区及び本宮・小見地区においては、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう工夫することが必要です。

● 配慮事項

- 周囲の町並みや自然等との調和、建築物の部位と部位との調和を図る。
- 漆喰や木材、和瓦など伝統的な素材の色彩を尊重して、低彩度、低明度とするなど色彩に配慮する。
- 紅葉や落葉等により、季節によって大きく色相の変わる緑豊かな地域では、自然の緑よりも彩度を抑え、自然環境になじむ色彩を使用する。



地域の歴史性に配慮した意匠および色彩により、落ち着いた住宅となっている。



地域の歴史性に配慮した色彩で、周囲との調和を図っている。(高岡市)

(4) 素 材

ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。

● 考え方

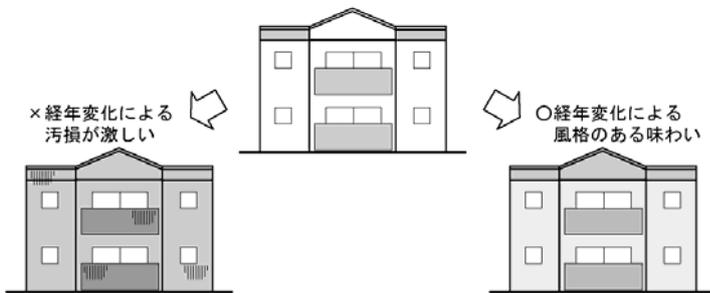
建築物の外観は、時間とともに汚れや劣化等により、景観に悪い影響を及ぼすことがあります。

できる限り汚損しにくい素材や時間の経過に伴って周辺の景観に馴染んでくる素材（エイジング効果のある素材）を選択することにより、景観上の質の低下を防ぐことができます。

また、景観の維持のための適切な補修や定期的なメンテナンスを行うことも重要です。

● 配慮事項

- なるべく素材そのものの風合いが維持され、景観上の質が維持される素材を選ぶ。
- 石材や硬質の木材等のように、エイジング効果により周囲になじみ、風格が生まれる素材を選ぶ。
- 素材の経年変化による景観上の質の低下を防ぐため、汚れにくい、洗浄や補修がしやすいなど、メンテナンスが容易な素材を選ぶ。



※エイジングの効用

素材によっては、経年変化により、地域の気候になじんだ、落ち着いた色合いを示すようになります。初期の段階で多少彩度や明度にばらつきがあったとしても時間の経過とともに、明度、彩度とも低下し、全体として景観的調和が生まれます。この景観的調和がエイジングの効用といえます。

※メンテナンスの重要性

素材は経年変化によって、汚れたり、損傷したりします。それらの汚損は、当初に想定していた建築物の美しさや風格、周囲との調和を失わせることもあります。これらのことを防ぎ、素材の美しさや風合いを維持するためには、定期的な清掃や適切な補修などのメンテナンスが重要です。



耐久性の高いアルミ材を使い、和風の雰囲気を出している。(富山市)



経年変化により味わいのある素材を使用し、景観の質を保っている。(富山市)



鉄筋コンクリートの躯体にウッドシングルを葺いて自然景観に調和させている。(富山市)

(4) 素材

イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。

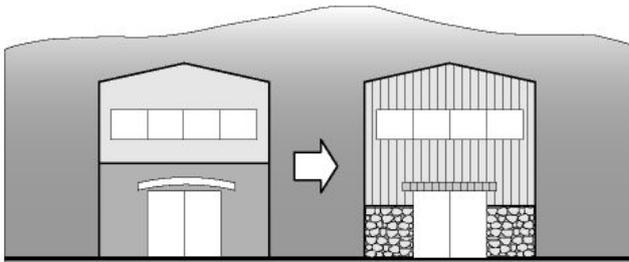
● 考え方

地域には昔から営々と使われてきたそれぞれの地域の自然素材や伝統的素材、これらを使用した伝統的工法があり、歴史的な町並みや建築物は、これらの素材等を使用することによって地域固有の景観をつくりだしてきました。

これらの地域の優れた素材や工法を適切に活用することは、周辺の町並み等の景観との調和を図るうえで有効な手法です。

● 配慮事項

- 自然の豊かな地域では、なるべく周囲の自然に調和する自然素材を用いる。



- 歴史的な景観を持つ地区は、できる限り伝統的素材や伝統的工法による仕上げを用いる。
- 歴史的な町並み等で、建築物の機能等から伝統的素材、自然素材を利用できない場合は、周囲と違和感が生じないように、デザインや色彩等を工夫する。
- 地域の素材や工法を使用する場合は、短絡的に歴史的デザインや地域性の強いデザインを模倣することなく、建築物の機能に合致し、建築物全体や周囲の景観と調和するデザインとなるよう工夫する。



木のもつ温かみを活かしたデザインとなっている。



伝統的な板張りの壁を用いて、歴史的な風情を醸し出している。



漆喰風壁、下見板を採用し、周辺の歴史的町並みに調和するよう配慮されている。(富山市)

■自然素材、伝統素材、伝統的工法の事例

木材……外装材として使用される木材はスギやヒノキ、マツなどの針葉樹、ナラやケヤキ等の広葉樹があります。通常の加工された木材による板壁のほか、丸太材や間伐材等があり、使用方法を工夫することによって、自然の景観になじむ景観をつくることができます。その他、屋根の伝統的工法として、板葺きや檜皮葺きがあり、自然景観、歴史的景観になじむ素材といえます。

石材……石材は、自然の形をそのまま利用した自然石、割り石仕上げのものなどあり、自然景観になじむ素材といえます。また、擁壁や護岸などの土木構造物には、玉石を使用した玉石積み、割り石の形を生かした野面石積み、ある程度形を整えた石材を使用する亀甲積みや間知石積みなど、自然石を使用し、伝統的な工法によって築造されるものも多く見られます。これらは歴史的に重要な施設に使用されてきた経緯もあり、景観を形成する上で重要な要素となります。

陶器……窯業の盛んな地域では、壁面に陶片を埋め込んだり、瓦を積み上げて塀としているものも見受けられます。

レンガ…明治以降の倉庫や工場などが多くあった地区では、レンガが使用された施設が多くあります。これらの地区では、レンガは歴史的景観をつくる伝統素材といえます。

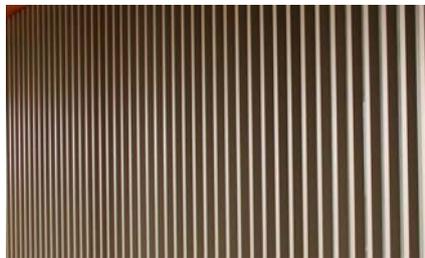
瓦……瓦には地域独特の色合いや風合いを持つものがあり、町並みの個性の表現に強い影響を与えているものもあります。また、北陸の気象条件にあった耐寒性のある釉薬瓦で、かつては49型という大きく厚みのある瓦が主でしたが、近年では施工性の良い、少し小型の瓦が使用されるようになっています。

鋳物……重厚感や素材の暖かみがあり、伝統的なデザインから近代的なものまで造形が容易であることから、自然景観や歴史的景観をはじめ、幅広く利用されています。富山では特に銅やアルミの鋳造が盛んです。

その他…その他の伝統的素材としては、漆喰でつくられた土壁や、なまこ壁などがあります。これらは、周囲の歴史的景観になじむ重要な素材といえます。また取り壊した木造家屋の部材の再利用など、その場所に応じて入手可能な素材も自然景観や歴史的景観になじむ素材といえます。



瓦



アルミ



玉石積み



珪藻土塗



レンガ積み



漆喰塗



間知石積み



板張り

(4) 素 材

ウ 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

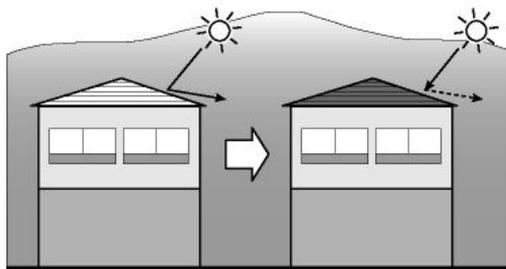
● 考え方

山岳や森林などの自然の豊かな地域、住宅地や歴史的な町並み等の比較的落ち着いた景観の中に反射性の高い素材を用いた建築物が存在すると、周囲から浮き上がって見え、景観を損なう場合があります。

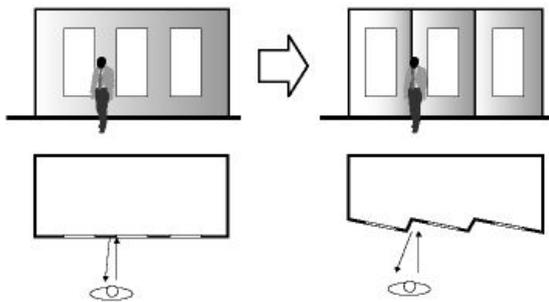
このような景観の中では、できるだけ光沢を抑えた周囲の景観に溶け込む資材を用いることを心がけ、また、やむを得ず使用する必要がある場合は、広範囲に用いないようにするとともに、表面処理等により反射性を抑えるなどの工夫が必要です。

● 配慮事項

- 自然の豊かな地域では、光沢のある素材の使用は控える。
- やむを得ず反射性の高い材質を使用する場合は、反射を抑えるよう表面処理を行う。



- 屋根や壁面など反射性の高い部位がある場合は、部位の分割や向きを変化させて、反射面を形成しないようにする。



金属やガラスを限定的に使い、周囲の自然と調和しつつ、新たな景観を創っている。



反射性の低いすりガラスを効果的に使って、周辺の芝生広場との調和が図られている。(射水市)



反射を抑えるよう屋根の素材に工夫をしている。(南砺市)

(4) 素 材

エ 岩嶽寺地区、芦嶽寺地区及び本宮・小見地区においては、瓦、漆喰等の伝統的素材の使用に努めるなど、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう工夫する。

● 考え方

地域には昔から営々と使われてきたそれぞれの地域の自然素材や伝統的素材、これらを使用した伝統的工法があり、歴史的な町並みや建築物は、これらの素材等を使用することによって地域固有の景観をつくりだしてきました。

岩嶽寺地区、芦嶽寺地区及び本宮・小見地区においては、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう、これらの地域の優れた素材や工法を適切に活用することが必要です。

● 配慮事項

- できる限り瓦や漆喰等の伝統的素材や伝統的工法による仕上げを用いる。
- 建築物の機能等から伝統的素材、自然素材を利用できない場合は、周囲と違和感が生じないように、デザインや色彩等を工夫する。
- 地域の素材や工法を使用する場合は、短絡的に歴史的デザインや地域性の強いデザインを模倣することなく、建築物の機能に合致し、建築物全体や周囲の景観と調和するデザインとなるよう工夫する。



伝統的な漆喰の壁を用いて、歴史的な風情を表現している。



伝統的な素材や建築様式により調和のとれた町並みを形成している(富山市)。

(5) 敷地の緑化

ア 敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等のできる限り緑化するとともに、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう配慮する。

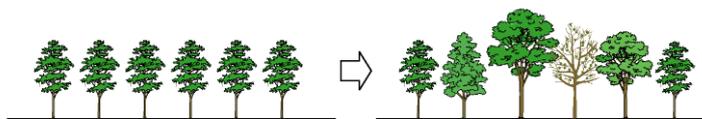
● 考え方

敷地内を中高木や生垣等のできる限り緑化することにより、敷地に落ち着きとうるおいを与えることができます。

また、植栽は、その後の生育や管理を十分考慮して、敷地の状況にあった配置や大きさとし、地域の気候に適した樹種を選定することが重要です。

● 配慮事項

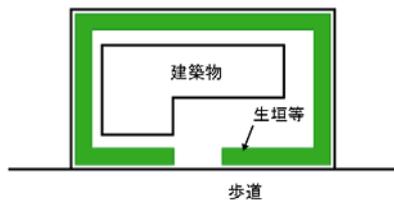
- 敷地内は適切な植栽帯等を設け、できる限り緑化する。
- 管理の容易さ、良好な生育を確保するため、地域の気候、風土に合った樹種を植栽する。
- より地域の特徴を示す自然の樹林地の景観に近づけるよう、複数の樹種を組み合わせせて植栽する。



- 高木や中低木などを組み合わせるとともに、建築物の状況や地域の環境に応じた樹種の選定を行う。
- 周囲に樹林地等がある場合には、それらの樹林地の既存植生に配慮した植栽とする。



- 行為地の周囲を囲う必要があるときには、人工的な柵や塀を避け、生垣等によるうるおいのある緑の景観を創るよう配慮する。



軒先を緑化して落ち着きのある町並み景観を創出している(南砺市)。



様々な樹種を組み合わせ、奥行きのある敷地緑化を行っている。



工場敷地内に多様な樹種の植栽を施し、うるおいを創出している。(射水市)

(5) 敷地の緑化

イ 社寺林、屋敷林等の敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。

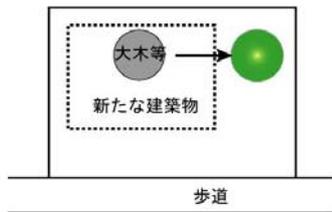
● 考え方

樹木の成長には、大変長い年月が必要であることから、姿の美しい樹木や大きな樹木は、大切な景観上の資源としてできる限り保存することが大切です。

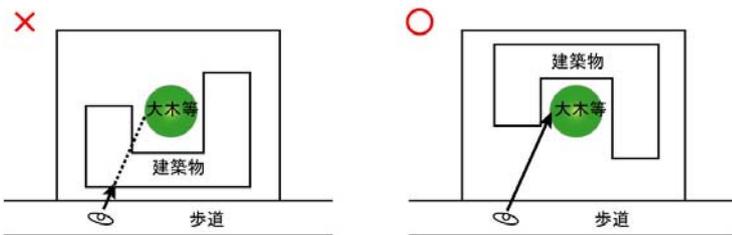
長い年月にわたって地域に存在している樹木は、人々に親しまれ、その地域の雰囲気をつくりだす重要な要素となっています。これらを保存し活用していくことは、景観づくりのために非常に有効な手法です。

● 配慮事項

- 優れた樹形の樹木や地域で親しまれている樹木は、その保存に努め、現位置での保存が難しい場合は、移植等を検討する。



- 長年にわたり親しまれ、地域のランドマークとなっている大きな樹木等を道路等の公共空間から見る事ができるように建築物を配置する。



- 優れた既存樹木を保存する場合は、樹木だけを単独で残すのではなく、良好な周辺の環境も一体的に保存することを検討する。



樹齢約350年の大杉により、歴史的景観が創り出されている。



屋敷林を伴う散居集落や田園景観が地区の景観を特徴づけている。



既存の樹木を残しながら、建物のシンボルとしてうまく利用している。(朝日町)

(5) 敷地の緑化

ウ 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や花木の植栽をするなど、沿道や町並み等にうらおいを与えるよう配慮する。

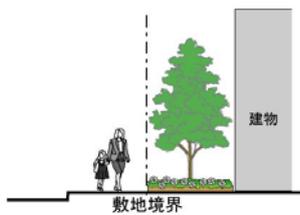
● 考え方

建築物と公共空間の間に花壇や花木を配することにより、建築物による圧迫感を軽減することができます。

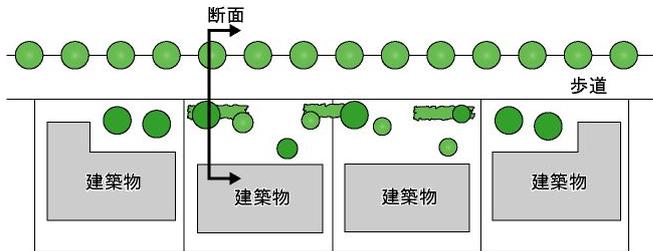
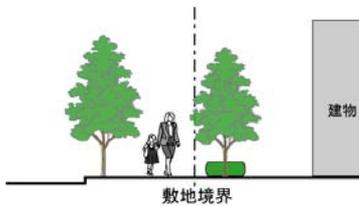
前面道路の街路樹を考慮した樹種の選定や樹木の配置などの工夫により、公共空間の植栽と一体となつたうらおいのある空間を創出することができます。

● 配慮事項

- 建築物が歩行者等に圧迫感を与えることを避けるため、景観的な緩衝帯としての花木を植栽する。
- 単に視覚を遮るためだけでなく、歩行者にうらおいを与えるよう花壇等の設置や花木を組み合わせる。



- 建築物周囲の植栽がより景観的な効果を生むよう、街路樹等と樹種や配置を合わせる。



花木や花壇等を配することで、彩り豊かな景観を形成している。



道路に面して設けた小段に植栽を施し、歩行者にうらおいを与えている。



柵を生け垣とし、沿道の街路樹とともにうらおいを与える住宅地となっている。(富山市)

(6) その他

ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、緑化に努めるとともに、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。

● 考え方

敷地内に大きな面積の駐車場が設けられる場合、大きなアスファルト舗装面は変化が少なく、殺風景でうるおいのない景観となっていることがあります。

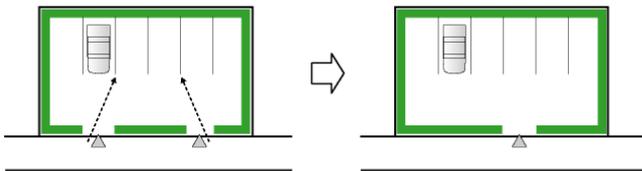
駐車場の周りを生垣で囲み、併せて出入口を少なくするなどにより、周囲の道路等から駐車場を見通せなくすることや、除雪等を考慮しつつ、駐車場内を花木等によって緑化することなどは、緑豊かな景観づくりのうえで重要なことです。

● 配慮事項

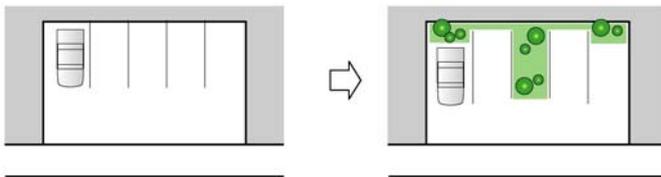
- 駐車場は無機質な景観とならないよう、できる限り緑化するとともに、生垣等で囲み、周囲から遮へいする。
- 敷地に余裕がある場合は、敷地周囲をマウンドアップし、緑化を行うことで、より効果的に駐車場への視線を遮ることができる。



- 道路から直接、駐車場の中を見渡せる出入口の数は、できる限り少なくする。



- 駐車場は、舗装面が広がる無味乾燥な空間にならないよう、駐車スペースを区切り、間に緑を配置するなど、空間に変化をつける。



- 緑化スペースがあまりとれない場合は、フェンスにツタ類をはわせる等の緑化や修景を行う。

- 融雪や機械除雪の障害とならない範囲で、駐車スペースも植栽や緑化ブロック等により緑化する。



駐車場に芝や樹木を植栽し、うるおいを与えている。



駐車場の周囲をマウンドアップし、駐車場への視線を遮っている。(富山市)



緑化ブロックを導入し、無機質になりがちな駐車場にうるおいを与えている。(射水市)



やむを得ず、塀などで遮へいする場合もアイディア次第でうるおいある駐車場とすることができる。(富山市)

(6) その他

イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。

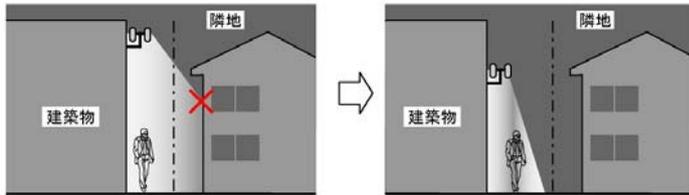
● 考え方

建築物や敷地内の屋外照明は、街灯とともに夜景の重要な要素ですが、過剰な照明は、周囲の住環境に悪影響を与えたり、夜景の落ち着きを乱すなどの要因となる場合があります。

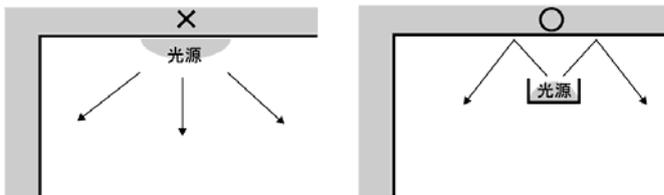
周囲への迷惑の防止や落ち着いた夜景の演出のためには、屋外照明等の構造や高さ、配置のほか、光の色、量などにも配慮する必要があります。

● 配慮事項

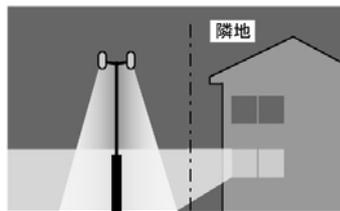
- 隣接する住宅地などに、不快にまぶしい光が及ばないように、照明の配置、高さ、光量を決定する。



- 敷地内の屋外照明は、まぶしさを防ぐため、直接、光源が見えない間接光を用いることにより、やわらかく落ち着いた光となる。



- 建物内部から漏れる明かりが、敷地内の照明や街灯等と相互に補完しながら、一体的となって美しい夜景をつくるよう工夫する。



- 歴史的景観を持つ地区では、重厚で落ち着いた夜の景観を演出するため、暖かみのある光色を採用する。



建物からの明かりが通りを照らし、夜景の賑わいを創っている。(富山市)



建物内部からの漏れ光が、落ち着きと風格を演出している。(富山市)

(6) その他

ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

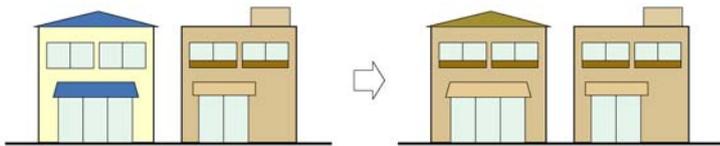
● 考え方

良好な景観づくりのための手段としては、景観的に問題のある施設をつくらないということのほかに、景観に悪い影響を与えている敷地内の既存要素を特定行為に併せて改善することが効果的です。

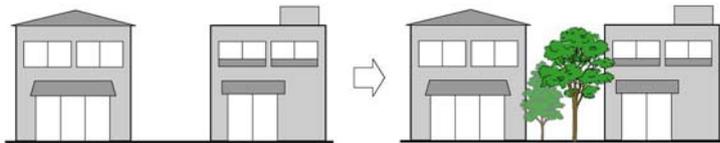
具体的には、特定行為の実施に併せて、周囲の景観を損ねている敷地内の既存施設の外壁の色彩を修正したり、植栽を施すことにより影響を軽減するなどの工夫が重要です。

● 配慮事項

- 敷地内の既存施設の色彩等が周囲の景観と調和していない場合は、施設相互の調和を図るため、既存施設の外壁の改修等により、新設施設にそろえて群としての景観的調和を図る。



- 既存施設と新築施設との間に空間的余地がある場合は、植栽等を用いて相互の景観的違和感を緩和する。



- 景観を阻害する屋外施設は、垣根などで見えないよう遮へいする。



2 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(1) 位置

ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、立山連峰、その周辺の山並み、田園及び常願寺川等の眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。

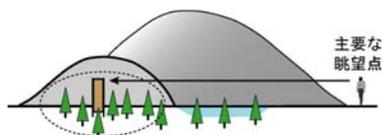
● 考え方

工作物の築造のための土地の造成や樹林の伐採等により従来の自然の地形が変わるほか、工作物が立地することにより山稜や樹林帯、水辺の連続する眺めが分断されたり、山並みの眺望が妨げられるなど、景観が大きく損なわれることがあります。

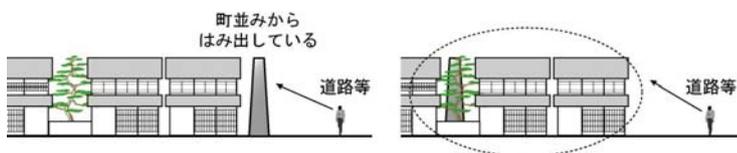
敷地の選定にあたっては、主要な眺望点からの優れた眺望を損なうことのないよう留意することが必要です。

● 配慮事項

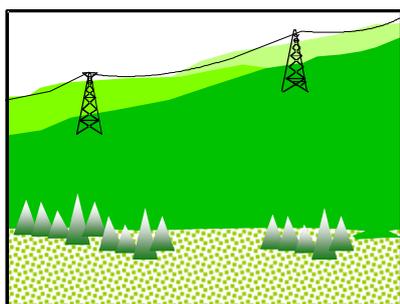
- 自然が豊かな地域では、主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう、見えにくい位置や山腹へ移動させる。



- 市街地では道路等を眺望点とした「町並みの調和」に配慮し、周辺の建物等とのバランスがとれ、歩行者へ圧迫感を与えない配置を工夫する。

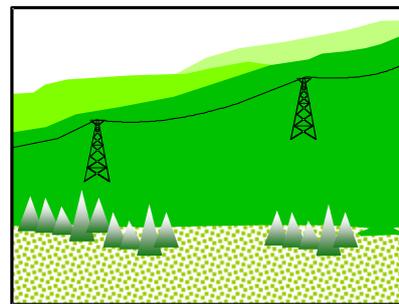


■ 配慮が望まれる例



稜線上に工作物が位置し、景観を阻害している。

■ 改善例



工作物を稜線から中腹部へ移すことで、目立たないようにしている。

(1) 位置

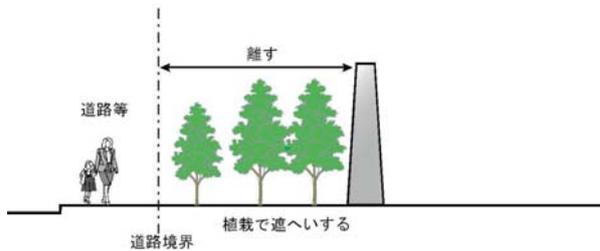
イ 工作物の形態、町並みの状況に応じて、道路境界からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線等に配慮する。

● 考え方

道路等の公共空間や隣地から工作物を後退させることにより、工作物が周囲に与える圧迫感を軽減でき、その後退部分に植栽を行うほか、道路の街路樹や公園緑地等との一体的な整備を工夫するなどにより、ゆとりとうるおいがある景観をつくりだすことができます。

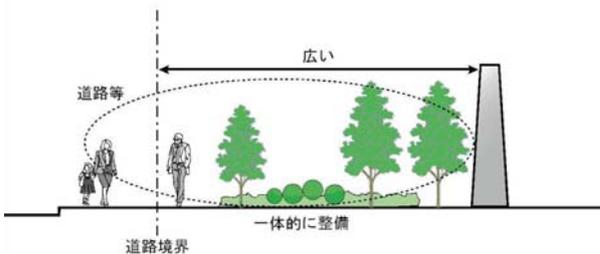
● 配慮事項

- 圧迫感を軽減するため、なるべく道路等から離れた位置に配置し、後退した空地に植栽を施して遮へいする。

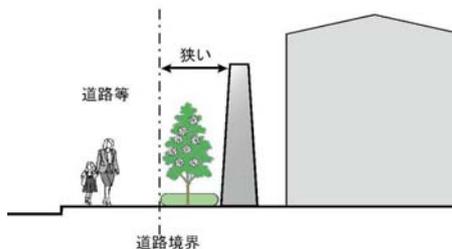


巨大な工作物の足元を緑化し、圧迫感を軽減している。

- 十分な後退距離が確保できる場合は、後退部分と歩行者空間とを一体的に整備し、植栽等によりうるおいある空間を演出する。



- 道路等から大きく後退させることが難しい場合は、歩行者空間との間に花木等を植栽し、圧迫感を緩和する。



(1) 位置

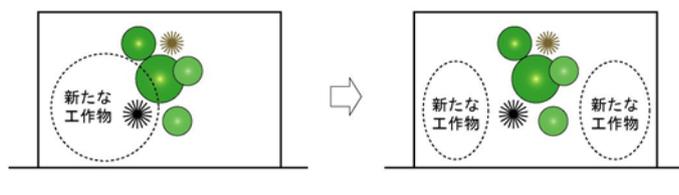
ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺地域の景観を損なうことのないよう工夫する。

● 考え方

地域の歴史や伝統文化を後世に伝え、これらを背景としている景観を守るため、敷地内の伝統的建築物や記念碑、優れた樹形の樹木などを保存するほか、歴史的建築物等を含む町並みの景観を損なうことのないよう敷地内の配置等を工夫する必要があります。

● 配慮事項

- 敷地内に良好な樹木等がある場合には、それらを避けて工作物の配置を行う。



- 優れた既存の景観資源をそのままの位置で保存することが難しい場合は、移転、移植による保全を検討する。



(2) 形態及び意匠

ア 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。

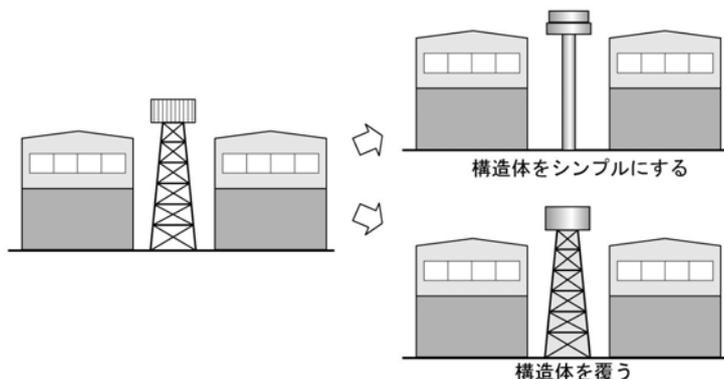
● 考え方

トラス構造の工作物や外部配管が多い製造プラントなどは、外観が複雑であることから、周辺景観との調和が難しいため、使用する部材数を抑え、配管が露出しないようにするなど、できる限りすっきりと見せることが重要です。

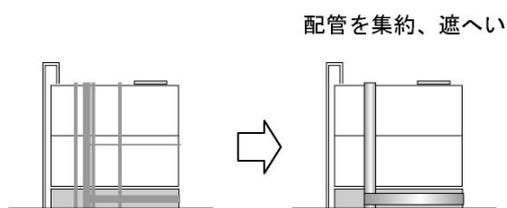
また、工作物への広告物の設置はできるだけ避け、設ける場合は、規模、数量を抑え、工作物全体の雰囲気損なわないよう工夫することが重要です。

● 配慮事項

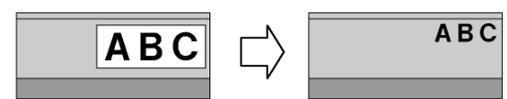
- 工作物を構成する部材の数を少なくしたり、構造体を覆うなどして、シンプルな形態とする。



- 工作物に付属する配管や配線を集約、遮へいする。



- 広告物は工作物と一体な形態となるよう、控えめな大きさでの切り文字や書き文字による広告物とする。



工作物に付属する設備等を遮蔽した例(富山市)



広告物を切り文字とし、大きさも控えめにして景観に配慮している。(黒部市)

(2) 形態及び意匠

イ 敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。

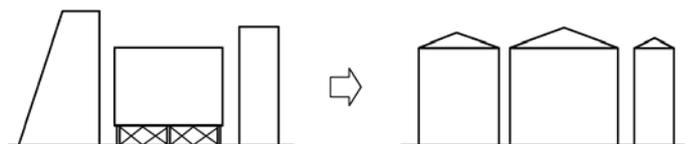
● 考え方

敷地内に複数の工作物等を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、個々の施設のデザインだけでなく、群として施設相互の調和を図り、施設全体を総合的にデザインすることが、質の高い景観づくりにつながります。

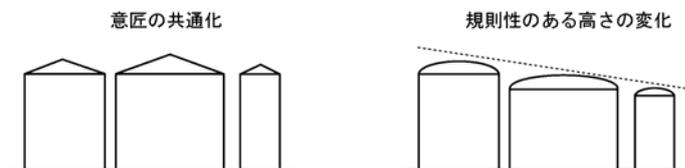
また、複数の広告塔などの工作物をできるだけ集約化し、すっきりと見せる工夫をすることも必要です。

● 配慮事項

- 複数の施設を整備する場合は、全体が完成したときに施設規模のアンバランスや、配置の偏りがないよう、計画段階から全体的な景観的調和を考える。



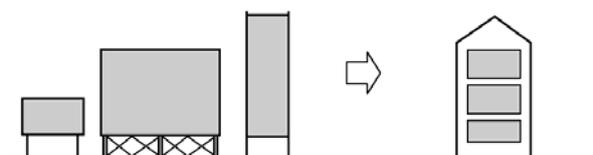
- 意匠の共通化、規則性を持つ規模の変化等により、施設のまとまりをつくる。



- 増改築等により工作物を設置する場合は、極力、既存施設の形態、意匠に配慮する。



- 雑然とした景観としないように、複数の広告などをできる限りまとめて、集合広告とする。



ゴミ処理施設に付帯する煙突は、建築とのデザインの調和が図られている。(射水市)



複数の広告を集合広告として、周辺景観への配慮を行っている。(富山市)

(2) 形態及び意匠

ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。

● 考え方

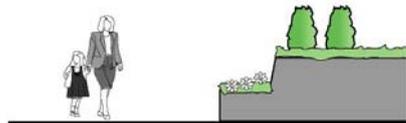
住宅地、商業地、工業地や自然の豊かな地域など、それぞれの地域に調和した形態や意匠とすることが重要です。

特に、個々にデザインされ設置される広告板や広告塔は、複雑な印象を与えないような工夫をすることが大切です。

また、周辺と規模が著しく異なる工作物や単調な壁面が連続する工作物は、周辺に違和感や圧迫感を与えることから、分割する等により適切な規模とすることや壁面の凹凸や色彩、素材等のデザインを検討することにより外観が単調にならないよう工夫することが必要です。

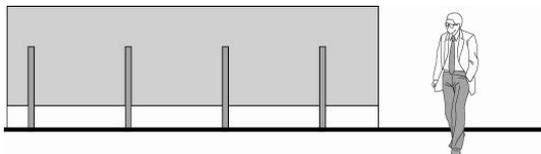
● 配慮事項

- 高さのある擁壁などはひな壇状にし、植栽を行い、周囲への圧迫感を軽減させる。



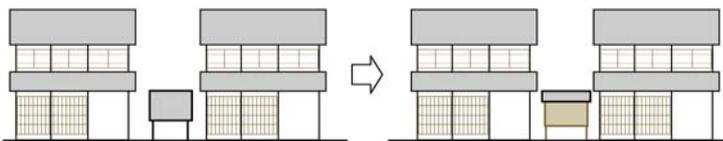
道路に面する擁壁を小段にし、植栽を施すことで、周囲への圧迫感を軽減している。

- 工作物による単調さや圧迫感の解消のため、壁面の分割や形態、意匠の工夫を行う。
- 形態、意匠の工夫を行う場合は、周囲と不調和とならないよう注意する。

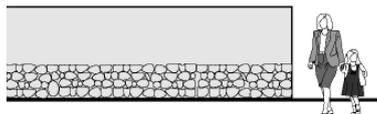


金毘羅神社の常夜燈を模したデザインの展望台は富山港のシンボルとなっている。(富山市)

- 歴史性や土地利用等を考慮して地域の景観に調和するよう、共通する意匠等を工作物に取り入れる。



- 近景での圧迫感を軽減するため、仕上げ材を自然石や木材等の親しみやすいものにする。



(3) 色彩

ア 工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。

● 考え方

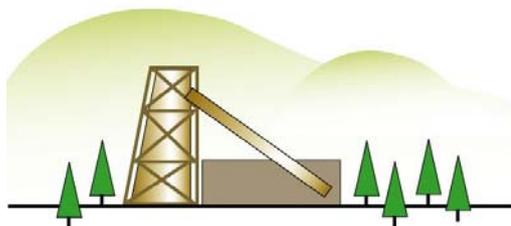
工作物に、周辺の町並みや自然環境と大きく異なる色彩やけばけばしい色彩等を使用すると、周囲から浮き上がって見え、景観を損なうおそれがあります。

工作物の外観の色彩は、できる限り周辺に調和した色彩を選ぶとともに、自然が豊かな地域や閑静な住宅街では、彩度を抑えて落ち着いたものとする必要があります。

特に、広告板や広告塔は、その目的から鮮やかな色彩を使いがちですが、基調となる色彩は、周辺の状況を考慮しながらできるだけ落ち着いたものとするのが重要です。

● 配慮事項

- 周辺の町並みや自然等との調和、工作物の部位と部位との調和が得られるようにする。



- 紅葉や落葉等により、季節によって大きく色相の変わる緑豊かな地域では、自然の緑よりも彩度を抑え、自然環境になじむ色彩を使用する。

- 広告物は、できる限り色数を少なくするとともに、背景となる景観との調和を考慮し、表示面の基調色は際立って高い彩度の色彩を使わないようにする。



広告物シミュレーション(色彩ガイドラインより)



彩度を低く抑えることにより、大壁面の圧迫感を軽減している。



送電塔の表面仕上げを茶色とし、自然景観への影響を軽減している。(南砺市)



茶色を基調とした低彩度の案内板は歴史的な町並みに調和している。(南砺市)

(3) 色 彩

イ 工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。

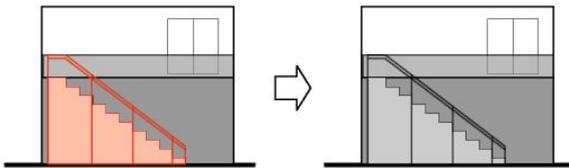
● 考え方

工作物の外部に設けられる屋外設備機器や広告看板に鮮やかな色彩や工作物本体と大きく異なる色彩を使用すると、その部分が浮き上がって見え、景観上の調和をとることが難しいことから、工作物本体と共通する落ち着いた色彩とすることが大切です。

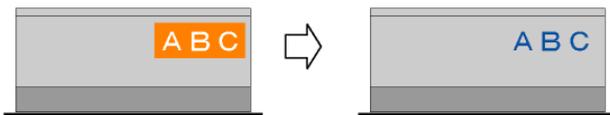
また、広告物の文字部分の色彩も彩度を抑えるなど、工作物本体と調和を図る工夫が必要です。

● 配慮事項

- 屋外階段等や配管等の付帯施設がある場合は、本体と調和する色彩を使用することとし、アクセントとして本体と大きく異なる色彩を使用する場合は「強調色（アクセントカラー）への配慮」に従う。



- 工作物に広告をやむを得ず設置する場合は、本体と調和した色彩を用いる。



- 建築物の屋上に設置する広告物の基調となる色彩は、建築物と色相をそろえ、文字なども彩度を抑える。

(3) 色彩

ウ 工作物に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。

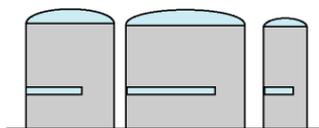
● 考え方

工作物の一部に強調色(アクセントカラー)を使用することや、工作物の基調色を周辺の町並みの基調となる色彩と対比的なものとするは、市街地の賑わいのある町並みを創るなどの点で有効な手法となる場合があります。

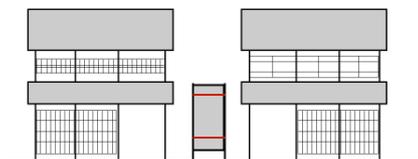
しかし、景観を損なったり、見る人に不快感を与えることのないよう、使用する部位や範囲、色彩の選択や配色、その効果を十分検討する必要があります。

● 配慮事項

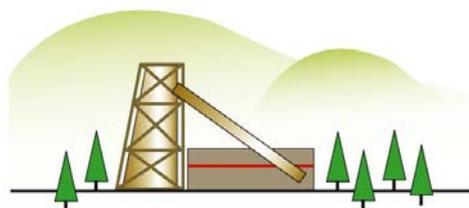
- 基調色が低彩度、高明度の単調な色彩の工作物は、範囲を限定して高彩度色を用いるなどにより、引き締まった景観となるよう工夫する。



- 多様な色彩が混在する市街地では、基調色を周辺の町並みとそろえたうえで、範囲や部位を限定して彩度の高い色彩を使用する。



- 自然が豊かな地域では、周囲の自然となじむ低彩度色を基調とし、彩度の高い色彩を使用して色のアクセントとする場合は、範囲や部位を限定して使用する。



金属のモニュメントの一部に限定的に彩度の高い色彩を用い、特徴ある景観を創っている。



彩度の高い色彩と無彩色を明度を下げて調和させ、視認性が高く質の高い広告塔となっている。(砺波市)

※強調色(アクセントカラー)

強調色とは、白に対する黒、赤に対する青緑、緑に対する赤紫、黄に対する青紫のように、明度や色相が大きく違う色彩のこと입니다。これらの関係は同規模の面積で使用すると調和が難しいため、施設あるいは町並み全体のベースとなる色(基調色)に対し、小面積で使用するなどの配慮が必要です。強調色を使用することにより、施設全体や町並みの景観を引き締めたり、個性や賑わいを演出する効果が期待できます。

(3) 色 彩

工 岩嶽寺地区、芦嶽寺地区及び本宮・小見地区においては、低彩度・低明度又は無彩色を基調色とするなど、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう工夫する。

● 考え方

建築物の屋根や外壁は、景観の中で大きな比重を占めており、けばけばしい色彩、周囲の町並みや自然環境と大きく異なる色彩を使用すると、周囲から浮き上がって見え、景観を損なうおそれがあります。

岩嶽寺地区、芦嶽寺地区及び本宮・小見地区においては、古くからの佇まいや周辺の景観と調和するよう工夫することが必要です。

特に、広告板や広告塔は、その目的から鮮やかな色彩を使いがちですが、基調となる色彩は、周囲の状況を考慮しながらできるだけ落ち着いたものとするのが重要です。

● 配慮事項

- 周囲の町並みや自然等との調和、建築物の部位と部位との調和を図る。
- 漆喰や木材、和瓦など伝統的な素材の色彩を尊重して、低彩度、低明度とするなど景観に配慮する。
- 広告物は、できる限り色数を少なくするとともに、古くからの佇まいや周辺の景観との調和を考慮し、表示面の基調色は際立って高い彩度の色彩を使わないようにする。



低彩度の落ち着いた色を基調として、古くからの佇まいと調和している。



グレー及び茶系を基調にした低彩度の案内板は周囲の景観に調和している。

(4) 素 材

ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。

● 考え方

工作物の外観は、経年による汚れや劣化等により、景観に悪い影響を及ぼすことがあります。

できる限り汚損しにくい素材や時間の経過に伴って周辺の景観に馴染んでくる素材（エイジング効果のある素材）を選択することにより、景観上の質の低下を防ぐことができます。

また、景観の維持のための適切な補修や定期的なメンテナンスを行うことも重要です。

● 配慮事項

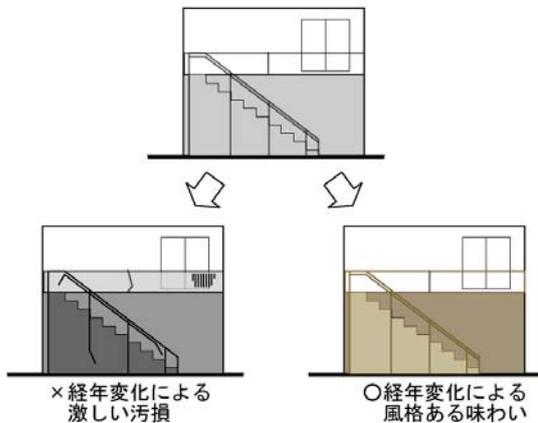
- なるべく素材そのものの風合いが維持され、景観上の質が維持される素材を選ぶ。
- 石材や硬質の木材等のように、エイジング効果により周囲になじみ、風格が生まれる素材を選ぶ。
- 素材の経年変化による景観上の質の低下を防ぐため、汚れにくい、洗浄や補修がしやすいなど、メンテナンスが容易な素材を選ぶ。



石積みの擁壁は年を経て、味わいのある景観を創っている。



コンクリートの擁壁を自然石で修景し、周辺の景観に調和させている。(黒部市)



※エイジングの効用

素材によっては、経年変化により、地域の景観になじんだ、落ち着いた色合いを示すようになります。初期の段階で多少彩度や明度にばらつきがあったとしても時間の経過とともに、明度、彩度ともに低下し、全体として景観的調和が生まれます。この景観的調和がエイジングの効用といえます。

(4) 素 材

イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。

● 考え方

地域には昔から営々と使われてきたそれぞれの地域の自然素材や伝統的素材、これらを使用した伝統的工法があり、歴史的な町並みや建造物は、これらの素材等を使用することによって地域固有の景観をつくりだしてきました。

これらの地域の優れた素材や工法を適切に活用することは、周辺の町並み等の景観との調和を図るうえで有効な手法です。

● 配慮事項

- 自然の豊かな地域では、なるべく周辺の自然に調和する自然素材を用いる。
- 歴史的な景観を持つ地区では、できる限り伝統的素材や伝統的工法による仕上げを用いる。
- 歴史的な町並み等で、工作物の機能等から伝統的素材、自然素材を利用できない場合は、周辺との違和感が生じないよう、デザインや色彩等を工夫する。



地元の石を使った擁壁とし、落ち着いた住宅地の景観が形成されている



木材をふんだんに使った遊具は、変化に富んだ楽しい空間をつくっている。(射水市)

(4) 素 材

ウ 反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

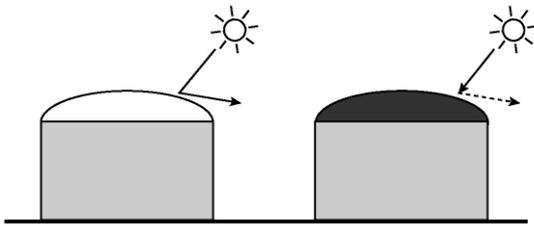
● 考え方

山岳や森林などの自然の豊かな地域、住宅地や歴史的な町並み等の落ち着いた景観の中に反射性の高い素材を用いた工作物が存在すると、周囲から浮き上がって見え、景観を損なう場合があります。

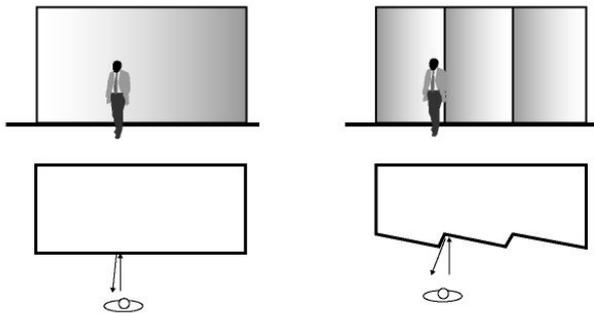
このような景観の中では、できるだけ光沢を抑えた周囲の景観に溶け込む資材を用いることを心がけ、また、やむを得ず使用する必要がある場合は、広範囲に用いないようにするとともに、表面処理等により、反射性を抑えるなどの工夫が必要です。

● 配慮事項

- 自然が豊かな地区では、光沢のある素材の使用は控える。
- 直射日光を受ける箇所にやむを得ず反射性の高い材質を使用する場合は、反射を抑える表面処理等を行う。



- 反射性の高い部位がある場合は、それらの部位の分割や勾配の変化等により、反射面を形成しないようにする。



光沢を抑えた素材の広告板により、周囲の景観と調和している。



レンガを使って周辺の歴史的建物との調和を図っている。(入善町)

(5) 敷地の緑化

ア 敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等のできる限り緑化するとともに、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう配慮する。

● 考え方

敷地内を中高木や生垣のできる限り緑化することにより、敷地に落ち着きとうるおいを与え、工作物による圧迫感や硬い印象を緩和することができます。

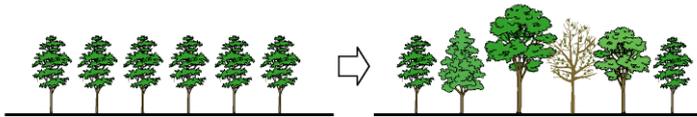
また、植栽は、その後の生育や管理を十分考慮して、敷地の状況にあった配置や大きさとし、地域の気候に適した樹種を選定することが重要です。

● 配慮事項

- 管理の容易さ、良好な生育を確保するため、地域の気候、風土に合った樹種を植栽する。
- 地域の特徴を示す自然の樹林地の景観により近づけるよう、複数の樹種を組み合わせる。



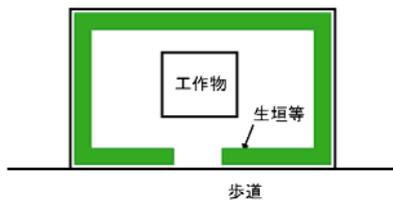
モニュメントへの軸線を強調した植栽が施されている。(黒部市)



- 高木や中低木などを組み合わせるとともに、敷地や工作物の規模に応じた樹種の選定を行う。
- 周囲に樹林地等がある場合には、それらの樹林地の既存植生に配慮した植栽とする。



- 行為地の周囲を囲う必要があるときには、人工的な柵や塀を避け、生垣等によるうるおいのある緑の景観を創る。



(5) 敷地の緑化

イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。

● 考え方

樹木の成長には、大変長い年月が必要であることから、姿の美しい樹木や大きな樹木は、大切な景観上の資源としてできる限り保存することが大切です。

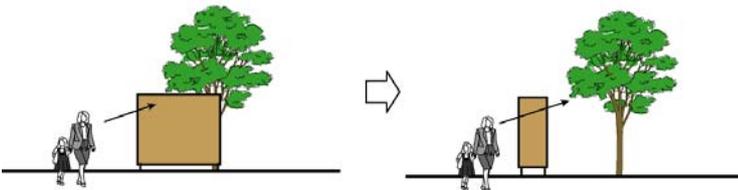
長い年月にわたって地域に存在している樹木は、人々に親しまれ、その地域の雰囲気をつくり出す重要な要素となっています。これらを保存し活用していくことは、景観づくりのために非常に有効です。

● 配慮事項

- 優れた樹形の樹木や地域で親しまれている樹木は、その保存に努め、現位置での保存が難しい場合は、移植等を検討する。



- 長年にわたり親しまれ、地域のランドマークとなっている大きな樹木等を道路等の公共空間から見るように工作物を配置する。



- 優れた既存樹木を保存する場合は、樹木だけを単独で残すのではなく、良好な周辺の環境も一体的に保存できないか検討する。

(5) 敷地の緑化

ウ 道路等の公共空間に面する部分に花壇等の設置や花木の植栽をするなど、沿道や町並み等にうらおいを与えるよう配慮する。

● 考え方

工作物と公共空間の間に花木を配することにより、歩行者等が工作物から受ける圧迫感を軽減することができます。

また、花木の足元に、花壇や地被類などを併せて配置することにより、さらにやわらかい空間をつくりだすことができます。

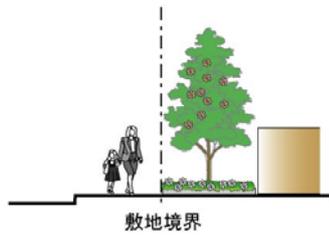
街路樹を考慮した樹種の選定や樹木の配置などの工夫により、公共空間の植栽と一体となったうらおいのある空間を創出することができます。

● 配慮事項

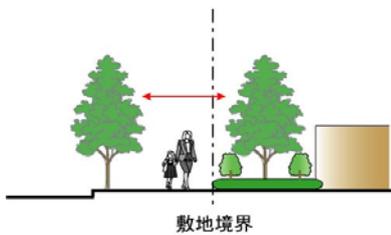
- 工作物が歩行者等に圧迫感を与えることを避けるため、景観的な緩衝帯としての花木を植栽する。
- 単に視覚を遮るためだけでなく、歩行者にうらおいを与えるよう花壇等と花木を組み合わせる。



浄化槽の周りを植栽と木格子で囲い、違和感を軽減している。(富山市)



- 工作物周囲の植栽がより景観的な効果を生むよう、街路樹等と樹種や配置を合わせる。



(6) その他

ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、緑化に努めるとともに、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。

● 考え方

遊園地等に設けられる大きな面積を持つアスファルト舗装の駐車場は、変化が少なく、殺風景でうるおいのない景観となることがあります。

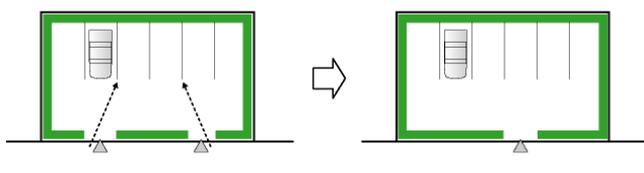
駐車場の周りを生垣で囲み、併せて出入口を少なくすることなどによって、周囲の道路等から駐車場を見通せなくすることや、除雪等を考慮しつつ、駐車場内に高木等を配置することなどは、緑豊かな景観づくりのうえで重要なことです。

● 配慮事項

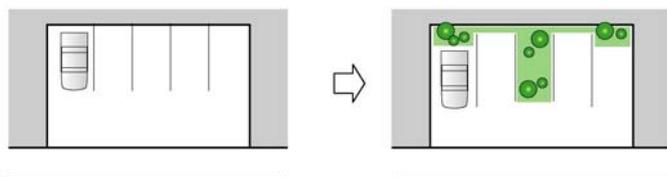
- 駐車場はうるおいのない景観とならないよう、できる限り緑化するとともに、生垣等で囲み周囲から遮へいする。
- 敷地に余裕がある場合は、敷地周囲をマウンドアップし、緑化を行うことで、より効果的に駐車場への視線を遮ることができる。



- 道路から直接、駐車場の中を見渡せる出入口の数は、できる限り少なくする。



- 駐車場は、舗装面が広がる無味乾燥な空間にならないよう、駐車スペースを区切り、間に緑を配置するなど、空間に変化をつける。



- 緑化スペースがあまりとれない場合は、フェンスにツタ類をはわせる等の緑化や修景を行う。
- 融雪装置や機械除雪の障害とならない範囲で、駐車スペースも緑化ブロック等により緑化する。



駐車場周辺に樹木を植栽し、周辺の山々の緑と調和させている。



適度に駐車スペースを区切って、緑化を行っている。(富山市)

(6) その他

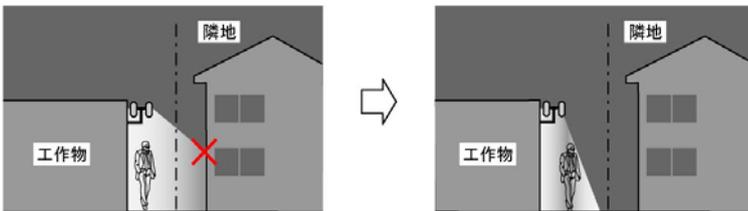
イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。

● 考え方

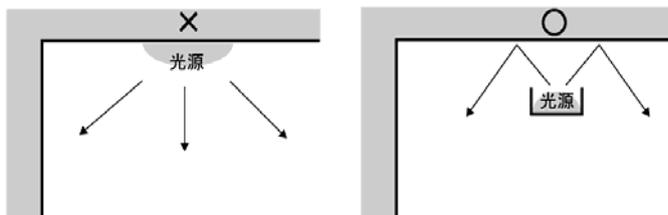
屋外照明は、夜間の安全の確保のうえで必要不可欠であり、夜景の重要な要素ですが、過剰な照明は、生態に悪影響を与え、夜景の落ち着きを乱す要因となる場合があります。屋外照明等の光量や色等に配慮し、周囲への迷惑の防止や落ち着いた夜景の演出も考慮する必要があります。

● 配慮事項

- 隣接する住宅地などに、不快にまぶしい光が及ばないように、照明の配置、高さ、光量を決定する。



- まぶしさを防ぐため、直接、光源が見えない間接光を用いることにより、やわらかく、落ち着いた光となる。



- 歴史的景観を持つ地区では、重厚で落ち着いた夜の景観を演出するため暖かみのある光色を採用する。



光源を見えないように工夫し、工作物を浮かび上がらせている。(富山市)



住宅へ光が直接当たらないよう、照明灯の位置を考慮している。(高岡市)

(6) その他

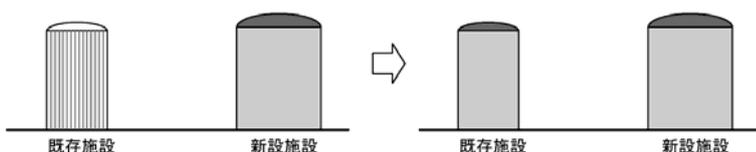
ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

● 考え方

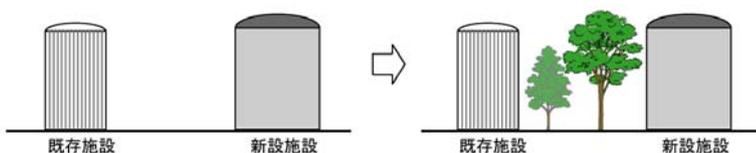
良好な景観づくりのための手段としては、景観的に問題のある施設をつくらないということのほかに、景観に悪い影響を与えている敷地内の既存要素を改善することが効果的です。具体的には、特定行為の実施にあわせて、周辺の景観を損ねている敷地内の既存施設の外壁の色彩を修正したり、周囲に植栽を施すことにより影響を軽減するなどの工夫が重要です。

● 配慮事項

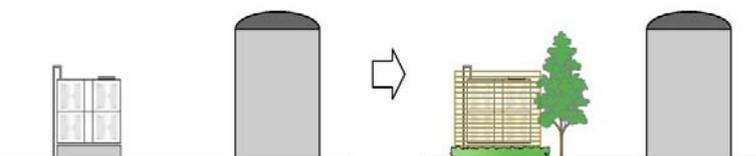
- 敷地内の既存施設と新築施設の色彩等が大きく異なる場合は、施設相互との調和を図るため、既存施設の外壁の塗り替え等により、施設相互の調和を図る。



- 既存施設と新築施設との間に空間的余地がある場合は、植栽等を用いて相互の景観的違和感を緩和する。



- 景観を阻害する屋外施設は、垣根などで見えないよう遮へいする。



3 土地の区画形質の変更(水面の埋立て及び干拓を含む。)

(1) 土地の形状

地形の改変をできる限り小さくし、従来の地形を生かしたものとするとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。

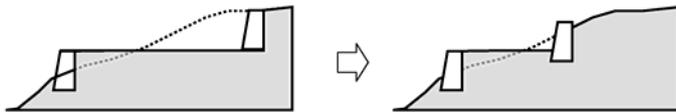
● 考え方

自然の地形の眺めは地域の人々に慣れ親しまれ、人々の心に深く刻まれています。地域の景観を守るためには、これらの自然の地形をできるだけ残していくことや大きく変えないよう工夫することが大切です。

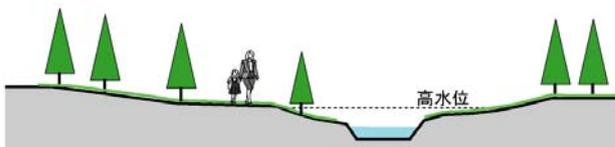
小川や池などや高低差がある地形がある場合は、これらの地形をできる限り残し、生かすことにより、これまでのうるおいのある眺めを保全するほか、変化のある景観をつくりだすことができます。

● 配慮事項

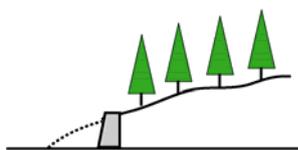
- 行為地の選定にあたっては、大幅な地形の改変が必要な場所を避ける。
- 周囲の景観との調和を図るため、切土や盛土をできる限り避け、自然の地形を生かした造成計画とする。



- 土地利用計画においては、できる限りゆとりのある配置に努め、緩やかな法面としたり、造成による構造物等が生じないように工夫する。
- 遊水池を整備する場合は、全体を緩傾斜とし芝生等で緑化するなど、水がない状態では、緑豊かな広がりのある広場等として活用できるようにする。



- 調整池等においては、周辺の景観や自然の植生に配慮し、できる限り現況の地形を生かしながら、動植物の生息環境の創出に努める。
- 造成においては、擁壁等を採用することにより、地形の改変を少なくするよう工夫する。



従来の起伏のある地形を生かした宅地造成が行われている。(高岡市)



広く浅い調整池とし、普段は芝生広場として利用している。(富山市)



区画ごとに小規模な擁壁を設けて大きな構造物が生じないようにしている。(富山市)

(2) 土地の緑化

優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に合った樹種等で緑化するように配慮する。

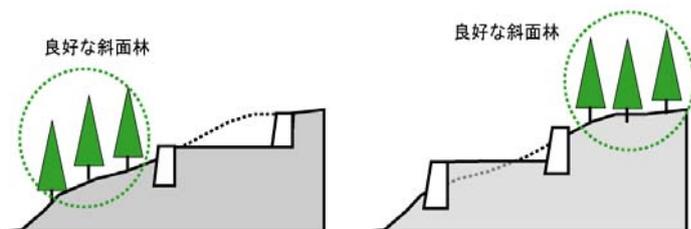
● 考え方

樹木は成長に長期間を要することから、行為地の中に優れた樹林や樹木などがある場合は、これらを保存、活用するよう計画することが重要です。

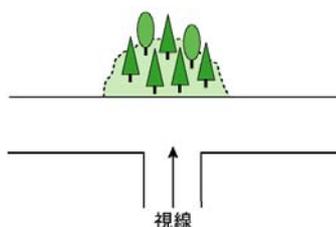
また、土地の造成にあたっては、既存樹木を保存、移植するほか、将来の緑化を考慮した土壌の確保など、緑が育ちやすい環境の整備を行うほか、地域の環境に適した樹種により緑化することが、うるおいのある景観づくりを進めるうえで大切です。

● 配慮事項

- 良好な斜面林や大きな樹木等は地域の景観を特徴づけるものとして、保存を図る。



- 行為地内の計画道路のアイストップとなる場所にある樹林等は行為地内の景観を特徴づけるものとして保存する。



- 造成後の緑化を進めるためにも、できる限り表土を存置して植栽帯の造成に使用するなど、良好な生育環境を造る。



地名の由来となる奇岩(義経岩)と松の植栽が海岸の風景に調和している。(高岡市)

(3) 法面の外観

法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。

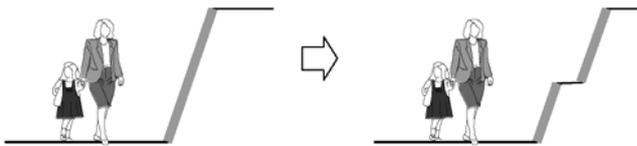
● 考え方

造成にあたっては、法面や擁壁の高さや長さを抑え、既存の斜面と滑らかに連続するような勾配とするなど、従来の地形にできるだけなじむようにすることが重要です。

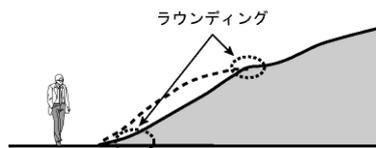
また、法面は、地域の自然植生や将来の管理を考慮した緑化を行うほか、擁壁とする場合は自然石などの自然素材を仕上げ材として使用し、圧迫感のある垂直擁壁を避けるなど、素材や形状に配慮する必要があります。

● 配慮事項

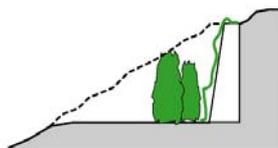
- やむを得ず、法面が生じる場合は、法面を分割するなど圧迫感を軽減するよう工夫する。



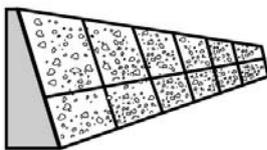
- 周辺の自然地形になじみやすくし、近景での圧迫感を軽減するために、法尻や法肩を丸みのある形状に仕上げる(ラウンディング)。



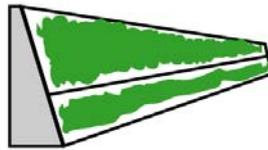
- やむを得ず勾配の急な法面や擁壁が生じた場合は、法尻や擁壁際の緑化等を行う。



- 法面は、維持管理の容易さ、既存景観との調和を考慮して、地域植生に近い植栽等によりできる限り緑化する。
- 擁壁を設置する場合は、表面の仕上げを自然石としたり、草木や低木が植栽可能な構造にする等、景観的な圧迫感を緩和するよう工夫する。



自然石等を使った仕上げの擁壁



植栽が可能な構造の擁壁



擁壁に地場の自然石を使用して造成している。(富山市)



擁壁に低木が植栽可能な構造とし、擁壁の圧迫感を軽減し、うるおいを創出している。(射水市)

4 屋外における物品の集積又は貯蔵

(1) 集積又は貯蔵の方法

集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。

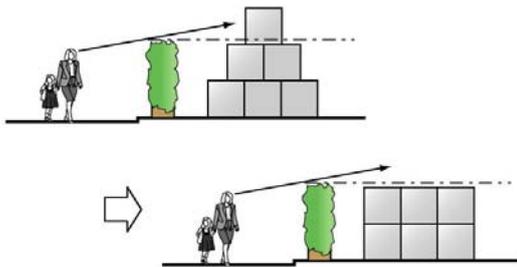
● 考え方

屋外における物品の集積や貯蔵は、自然の眺めや町並みとは異なるものであり、周辺の景観へ大きな影響を与えます。

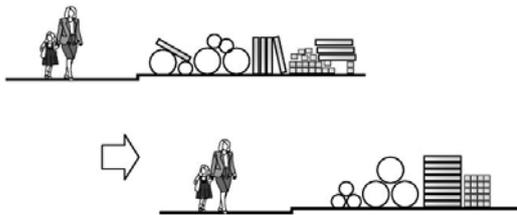
物品の集積や貯蔵は、あまり高く積み上げないようにし、道路や隣地から離すなどにより、周辺の景観への支障を軽減することができます。また、整然と並べる等によりすっきりと見せることが重要です。

● 配慮事項

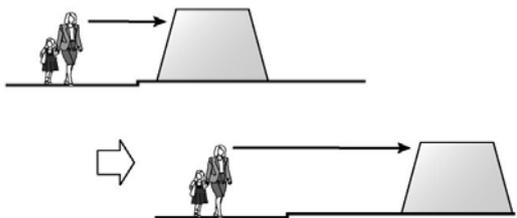
- 周囲の景観を阻害しないよう、積み上げる高さはできる限り抑える。



- 雑然とした景観とならないよう、物品は常に整然と集積、貯蔵する。



- 物品の集積、貯蔵の位置は、歩行者等に圧迫感を与えないようなるべく道路や隣地から離す。



向きをそろえて整然と積み、雑然とした景観となるのを防いでいる。(富山市)



圧迫感を与えないよう、高さを低く揃えて集積している。(射水市)

(2) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

● 考え方

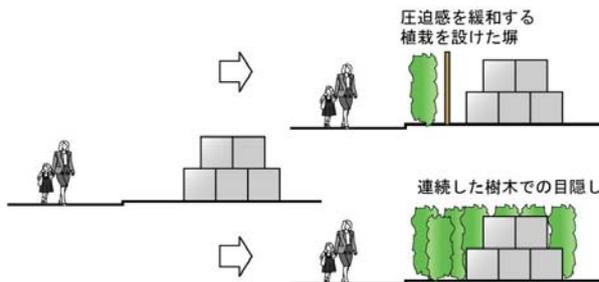
屋外における物品の集積・貯蔵は、きれいに積む、高く積まないなどのほかは、それ自体では景観に対する配慮が難しいことから、周辺から見えないようにすることが最も簡便な対処方法です。

その際、遮へいは、植栽等の景観への影響が少ない方法等によることが重要です。また、行為地への出入口は、数を最小限にとどめ、交差点などの目立ちやすい位置へ設けないようにすることも有効です。

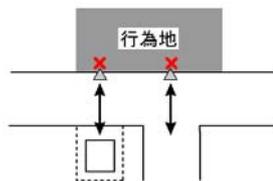
しかし、遮へいすることにも限界があるため、主要な眺望点や道路など公共の場所から見えにくい場所に設けることも検討する必要があります。

● 配慮事項

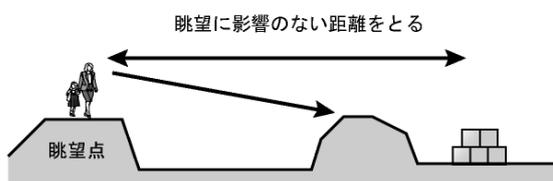
- 周囲は、植栽や生垣、塀等で覆い、周囲の道路等から集積物が見えないようにする。



- 内部が見通せる行為地の入口の数は、必要最小限とし、視線が集まる交差点付近や宅地前には設置しない。



- 細かな物品等は、雑然とならないよう区画を設けて整理したり、周囲から見えないよう集積物に覆いをかけるなどの工夫を行う。
- 行為地は、主要な眺望点からの眺望に影響の出ないよう距離をとるほか、眺望点との間に山や丘陵などの遮へい物を挟んだ見えない位置とする。



集積物置場を植栽で遮へいし、道路に対する圧迫感、阻害感を軽減している。(富山市)



周囲を石積み風の擁壁と生け垣で覆い、周囲から見えにくくするとともに、道路等への圧迫感を軽減している。(射水市)

5 鉱物の掘採又は土石の類の採取

(1) 遮へい

植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。

● 考え方

土砂等の採取中は、緑がはぎ取られ地肌が露出するなど、景観に対する影響は少なくありません。

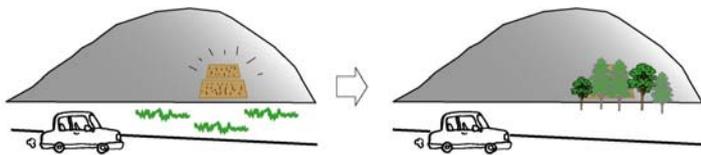
このため、行為中は周辺の主要な眺望点や道路等から見えにくくするよう遮へいすることが景観への影響を軽減するうえで有効な方法です。

その際、行為地への出入口は数を最小限にとどめるとともに、交差点などの目立ちやすい位置への設置を避ける必要があります。

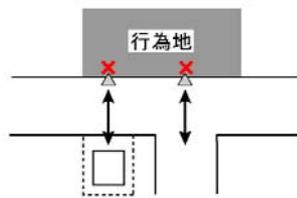
また、行為地を見えにくい位置に選定することが最も効果的であることは言うまでもありません。

● 配慮事項

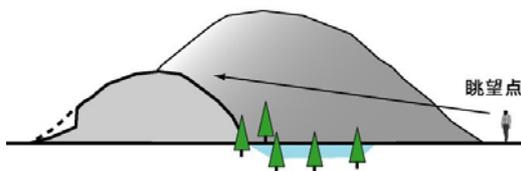
- 行為地周辺に中高木を植栽し、道路等からなるべく行為地が見えないようにする。



- 内部が見通せる行為地への入口は、必要最小限とし、視線が集まる宅地前や交差点付近には設置しない。



- 土砂の採取場所は主要な眺望点からなるべく見えない位置とする。



(2) 跡地の形状

地形の変更をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。

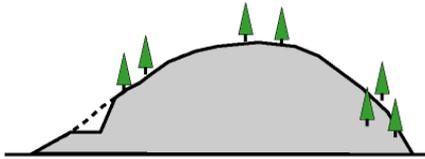
● 考え方

掘採等の行為による地形の変更面積が大きいと、それだけ景観に及ぼす影響が大きくなることから、地形の変更面積はできるだけ少なくすることが重要です。

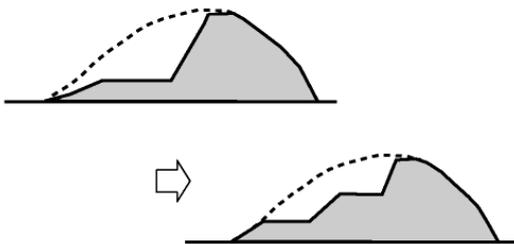
また、掘採等により生じる法面は、高さや長さをできるだけ抑え、既存の斜面と滑らかに連続する勾配とするなど、従来の景観への影響ができる限り少なくなるよう配慮が必要です。

● 配慮事項

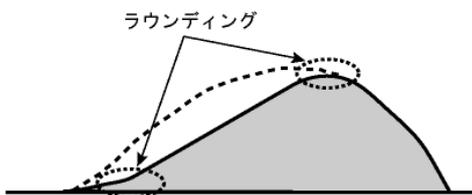
- 行為地を分散させて、掘採規模を小さくし、地形の変更面積を少なくするよう配慮する。



- 長大な法面としないよう、法面を分割する。



- 行為地が周囲の地形と馴染むよう法肩、法尻が丸みを帯びた形状（ラウンディング）とする。



行為により、急傾斜の山肌が露出し、景観的に荒々しいものとなっている。



表土のない急傾斜の法面は、植生の復元が難しい。

(3) 跡地の緑化

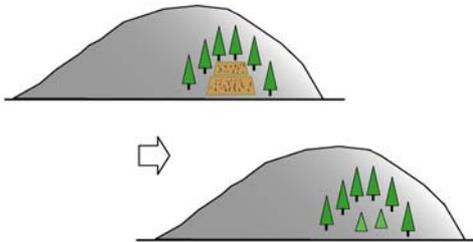
掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。

● 考え方

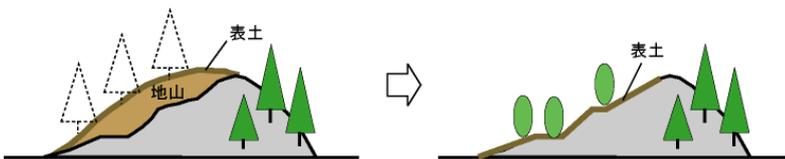
掘採後の行為地は山肌が露出し、景観に大きな影響を与える可能性があります。周辺の景観に大きな問題を生じさせないためには、行為を終了した個所から、できるだけ行為前に近い状況に植生等を復元し、周辺の景観との調和を図る必要があります。

● 配慮事項

- 当初から跡地利用計画などを作成し、行為終了後、速やかに緑化修景を行う。



- 行為後、法面はできる限り緩やかな勾配とし、植物が生育しやすい環境を整えるなど、自然の植生ができる限り早く回復するよう工夫する。



土砂採取の跡地に随時、緑化を施し、周辺の植生になじませている。(婦中町)

6 木竹の伐採

(1) 伐採の方法

ア 枯損若しくは危険な木竹の伐採又は間伐等保育の場合を除き、木竹の伐採はできる限り避けるよう努めることとし、やむを得ず伐採する場合は、道路境界付近の木竹を残すほか、択伐等により伐採の規模を最小限にするよう工夫する。

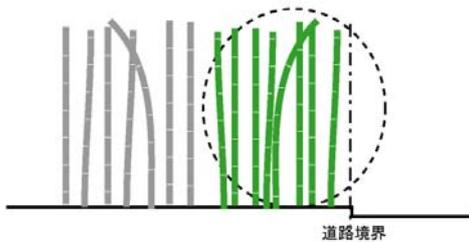
● 考え方

山林などの樹木は、地域における貴重な自然環境であるため、伐採によって周辺の景観に大きな影響を与える可能性があります。地域の自然景観を保全していくため、木竹の伐採については、できる限り避けるよう努める必要があります。

やむを得ず伐採する場合には、場所に応じて伐採方法を検討することが必要です。

● 配慮事項

- 道路境界付近の木竹は、保存するよう配慮する。



- 木竹の伐採は、その目的に応じて択抜等を行い、必要最小限の規模とするよう配慮する。

(1) 伐採の方法

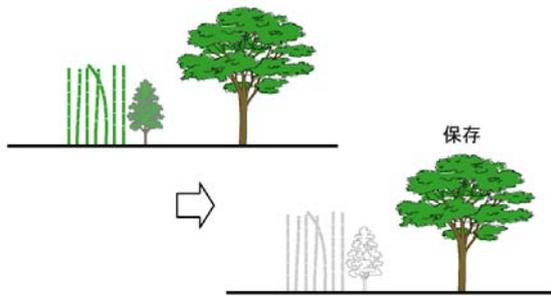
イ 社寺林、屋敷林等の高木及び樹姿に優れた樹木又は樹林は、保存又は移植を行い、修景に生かすよう工夫する。

● 考え方

社寺林や屋敷林に代表される高木や樹姿の優れた樹木については、地域の歴史的景観を形成する重要な要素であることから、地域保存又は移植を行い、修景に生かすよう工夫することが必要です。

● 配慮事項

- 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう配慮する。



(2) 跡地の緑化

木竹の伐採を行った場合は、速やかに植林や地域の植生環境を考慮した花木の植栽等により復元を図るとともに、植栽が安定するまでの生育状況にも配慮する。

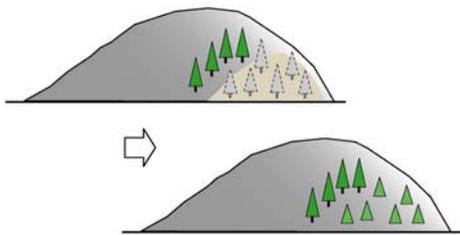
● 考え方

地域における貴重な自然環境を保全していくため、木竹の伐採を行った場合は、速やかに復元を図ることが必要です。

その際、植栽が安定するまでの育成状況にも配慮することが必要です。

● 配慮事項

- 伐採跡地は、事後の土地利用に応じ、速やかに緑化を行う。



- 緑化にあたっては、地域の植生環境を考慮した花木の植栽等により復元を図るとともに、植栽が安定するまでの生育状況にも配慮する。